

# 平成 27 年度 集団指導講習会 資料

## 訪問リハビリテーション/ 介護予防訪問リハビリテーション

実際の事業所運営に当たっては、  
「運営の手引き」を参照してください。



## 目 次

### 1 共通

1-1	介護保険法の一部改正について	P1
1-2	平成27年度介護報酬改定について	P3
1-3	基準条例、解釈通知の改正について	P6
	(参考資料) 介護保険法の体系図	P8
1-4	消費税転嫁対策特別措置法について	P9
1-5	処分事例について	P10
1-6	法令遵守と管理者の責務について	P13
	(参考資料) 介護保険法遵守チェックリスト	P14
1-7	「運営の手引き」・「運営状況点検書」について	P15
1-8	運営規程・重要事項説明書について	P17
1-9	事業所の運営について	P19
1-10	苦情処理について	P23
	(参考資料) 苦情相談窓口	P24
1-11	事故発生時の対応について	P25
1-12	記録の整備について	P27
1-13	指定更新申請の手続きについて	P28
1-14	変更届・加算届・廃止届・休止届等について	P29
1-15	介護サービス情報の公表制度について	P30
1-16	介護支援専門員の資格更新等について	P32
1-17	業務管理体制の整備に係る届出について	P34
1-18	介護職員処遇改善加算について	P36
1-19	介護職員等による喀痰吸引等について	P38
1-20	高齢者虐待の未然防止と早期発見のために	P43
	(参考資料)	
	高齢者虐待相談・通報窓口(各市町村の高齢者虐待相談窓口)	P46
1-21	徘徊高齢者の早期発見について	P47
1-22	かながわ感動介護大賞の取組み	P48
1-23	介護保険事業所に係る指定・指導・監督の所管一覧	P49
1-24	(生活保護法関係資料)	
	生活保護法指定介護機関制度の見直しについて	P50

## 2 訪問リハビリテーション

I 介護報酬算定上の留意点について	P52
(1) 居宅でのサービス提供	P52
(2) 通院が困難な利用者	P52
(3) 算定上のルール	P52
(4) 特別の指示（特別指示書の交付）があった場合	P53
(5) サービス提供にあたっての留意事項	P53
(6) 短期集中リハビリテーション実施加算	P53
(7) リハビリテーションマネジメント加算	P53
(8) 社会参加支援加算	P55
(9) サービス提供体制強化加算	P57
(10) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	P57
(11) 集合住宅に居住する利用者に対する減算	P57
(12) 他のサービスとの関係	P58
II 基準条例の制定について	P58
III 運営基準について	P59
(1) 内容及び手続の説明及び同意	P59
(2) 提供拒否の禁止	P60
(3) サービス提供困難時の対応	P60
(4) 受給資格等の確認	P60
(5) 要介護認定の申請に係る援助	P60
(6) 心身の状況等の把握	P60
(7) 居宅介護支援事業者等との連携	P60
(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	P61
(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	P61
(10) 居宅サービス計画等の変更の援助	P61
(11) 身分を証する書類の携行	P61
(12) サービスの提供の記録	P61
(13) 利用料等の受領	P61
(14) 保険給付の請求のための証明書の交付	P62
(15) 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針	P62

(16) 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	P62
(17) 訪問リハビリテーション計画の作成	P63
(18) 利用者に関する市町村への通知	P64
(19) 管理者の責務	P64
(20) 運営規程	P64
(21) 勤務体制の確保等	P64
(22) 衛生管理等	P64
(23) 揭示	P64
(24) 秘密保持等	P65
(25) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	P65
(26) 苦情処理	P65
(27) 市町村が実施する事業への協力	P65
(28) 事故発生時の対応	P66
(29) 会計の区分	P66
(30) 記録の整備	P66
IV 人員基準、設備基準について	P66
● 個人情報保護について	P67

## 1 平成27年度における介護保険法の一部改正について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)(以下医療介護総合確保推進法)」が、平成26年6月25日に公布され、介護保険法の一部が改正されました。

医療介護総合確保推進法は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりです。

### ●「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の介護保険法の一部改正部分の概要

#### 1 居宅サービス等の見直しに関する事項

- (1) 通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけること。(平成28年4月1日までの間で政令で定める日施行:介護保険法第8条関係)
- (2) 指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとすること。(平成30年4月1日施行:介護保険法第79条等関係)

#### 2 施設サービス等の見直しに関する事項

- (1) 介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とすること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第8条関係)
- (2) サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものとすること。また、住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス等の利用を可能とするとともに、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとすること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第13条等関係)

#### 3 費用負担の見直しに関する事項

- (1) 介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の20とすること。(平成27年8月1日施行:介護保険法第49条の2等関係)
- (2) 特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌するものとすること。また、偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の価額に加え、その価額の2倍に相当する額以下の金額を徴収することができるものとすること。(平成27年8月1日施行:介護保険法第51条の3等関係)

- (3) 市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の2分の1、都道府県が4分の1を負担するものとすること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第124条の2関係)

#### 4 地域支援事業の見直しに関する事項

- (1) 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活

支援総合事業(以下「総合事業」という。)に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施すること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の45等関係)

(2) 総合事業について、次に掲げる事項を規定すること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の45の2等関係)

ア 厚生労働大臣は、総合事業の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表すること。

イ 市町村は、定期的に、総合事業の実施状況について評価等を行うよう努め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 総合事業について、国がその費用の100分の25を、都道府県及び市町村がそれぞれ100分の12.5を負担するとともに、医療保険者が負担する地域支援事業支援交付金を充てること。

(3) 地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成30年度までに全ての市町村で実施するものとすること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の45等関係)

ア 医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業

イ 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

ウ 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止そのための支援その他の総合的な支援を行う事業

(4) 地域支援事業の事業費の上限について、75歳以上の被保険者の数も勘案して設定すること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の45関係)

(5) 地域包括支援センターの設置者は、実施する事業の質の評価を行うこと等により事業の質の向上に努めるものとすること。また、市町村は、定期的に、実施する事業の実施状況の点検等を行うよう努めるものとすること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の46関係)

(6) 市町村は、適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議を置くように努めるものとすること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第115条の48関係)

## 5 介護保険事業計画の見直しに関する事項

(1) 市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービスの量、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとすること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第117条関係)

(2) 都道府県介護保険事業支援計画について、都道府県計画及び医療計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとすること。(平成27年4月1日施行:介護保険法第118条関係)

平成27年度介護報酬改定については、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進及びサービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築などを基本的な考え方として、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われました。

## 1 平成27年度介護報酬改定の概要

### (1) 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

#### ① 地域包括ケアシステムの構築に向けた対応

- 将来、中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても、「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの基本的な考え方を実現するため、引き続き、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図る。
- 特に、中重度の要介護状態となっても無理なく在宅生活を継続できるよう、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を始めとした「短時間・一日複数回訪問」や「通い・訪問・泊まり」といった一体的なサービスを組み合わせて提供する包括報酬サービスの機能強化等を図る。

#### ② 活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進

- リハビリテーションの理念を踏まえた「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランスよく働きかける効果的なリハビリテーションの提供を推進するため、そのような理念を明確化するとともに、「活動」と「参加」に焦点を当てた新たな報酬体系の導入や、このような質の高いリハビリテーションの着実な提供を促すためのリハビリテーションマネジメントの充実等を図る。

#### ③ 看取り期における対応の充実

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、看取り期の対応を充実・強化するためには、本人・家族の意向に基づくその人らしさを尊重したケアの実現を推進することが重要であることから、施設等におけるこのような取組を重点的に評価する。

#### ④ 口腔・栄養管理に係る取組の充実

- 施設等入所者が認知機能や摂食・嚥下機能の低下等により食事の経口摂取が困難となる場合、自分の口から食べる楽しみを得られるよう、多職種による支援の充実を図る。

### (2) 介護人材確保対策の推進

- 地域包括ケアシステム構築の更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進する。

### (3) サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

- 地域包括ケアシステムの構築とともに介護保険制度の持続可能性を高めるため、各サービス提供の実態を踏まえた必要な適正化を図るとともに、サービスの効果的・効率的な提供を推進する。

※介護報酬改定の詳細は以下に記載されています。必ずご確認ください。

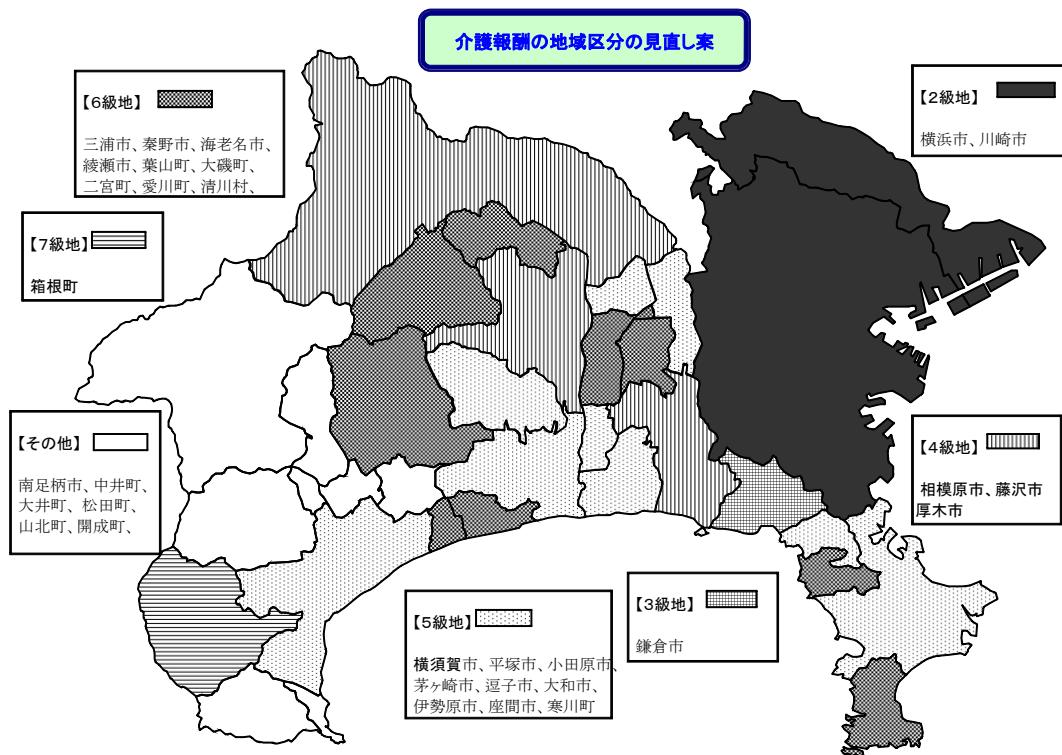
「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

—ライブラリ(書式／申請)—16. 平成27年度介護保険制度改革・報酬改定

## 2 地域区分の見直し

公務員(国家公務員又は地方公務員(以下同じ))の地域手当の設定に準じて地域区分の見直しが行われました。

公務員の地域手当の設定がない地域については、「その他(0%)」の設定を原則としつつ、隣接する地域の実情を踏まえ、公務員の地域手当の設定がある地域について「複数隣接する地域区分のうち低い区分」から本来の「その他(0%)」までの範囲内の区分が選択できるようになりました。



サービス別の1単位当たりの単価の見直し案

(単位 円)

区分	現 行							改正案 (平成27~29年度経過措置期間中)							
	人件費割合	上乗せ割合						上乗せ割合							
		2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
居宅サービス								70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問介護	70%	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問入浴介護	70%	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問看護	70%	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問リハビリテーション	55%	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
通所介護	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
通所リハビリテーション	55%	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
短期入所生活介護	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
短期入所療養介護	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
特定施設入居者生活介護	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
居宅介護支援	70%	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
介護保険施設サービス								45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
介護老人福祉施設	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
介護老人保健施設	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
介護療養型医療施設	45%	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00

※ 介護予防サービスは、省略。

### 3 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準

#### 「常勤」について

「常勤」とは事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることを行うものですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合には、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能となりました。

ただし、常勤換算方法については、従前どおり「当該事業所の従業者の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法」であり、その計算に当たっては、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にはなりません。

## 1-3 基準条例、解釈通知の改正について

### 1 基準条例の制定

#### (1) 基準条例

介護保険法の規定に基づく介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で定める基準を基本としつつ、各自治体が条例で定めることとされ、神奈川県では次に掲げる条例が制定されています。

神奈川県が所管する介護保険事業者・介護保険施設は、これらの条例に定められた基準に従って、事業を実施しなければなりません。

#### 【平成25年4月1日施行分】

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第14号）
- 2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）
- 4 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）
- 5 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）
- 6 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）
- 7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）
- 8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）

#### 【平成26年10月1日施行分】

- 9 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年神奈川県条例第41号）

#### (2) 基準条例施行規則

各基準条例に定める規定のうち一部については、規則に委任されています。

#### (3) 解釈通知

条例・規則で定められた基準の趣旨及び内容については、条例・規則とは別に通知が発出されています。

### 【基準条例・基準条例施行規則・解釈通知の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブドア（書式／通知）

→ 5. 国・県の通知

→ 高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=686&topicid=6>

→ (各基準条例)

→ 高齢福祉分野における施設基準条例施行規則等の公布について

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=692&topicid=6>

→ (各基準条例施行規則)

→ 高齢福祉分野における施設基準条例等に関する解釈通知について

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=695&topicid=6>

→ (各○○に関する基準(等)を定める条例(等)について)

## 2 基準条例の改正

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の制定に伴い、並びに介護保険法の規定に基づき、各基準省令が改正されたことに伴い、各基準条例・基準条例施行規則・解釈通知は改正されています。
- 平成27年4月1日以降は、改正後の基準条例等の規定に従って、適正に事業を実施しなければなりません。
- 改正の内容については、次の場所に掲載されている文書を確認してください。

### 【基準条例の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブドア（書式／通知）

→ 5. 国・県の通知

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topicid=6>

→ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例等の公布

→ 特養、老健、軽費老人ホームの設備、運営等の基準条例の一部を改正する条例の公布について

※ 施行規則・解釈通知についても、同じ場所に掲載されています。

(参考資料) 介護保険法の体系図

介 護 保 險 法		介護保険法施行令 介護保険法施行規則		
<b>1 指定関係</b>				
サ ー ビ ス  居 宅 サ ー ビ ス	基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第20号	
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号	
居 宅 援 介 護	基準	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	H26 神奈川県条例第41号	
	解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等について	H26.9.30 介保第141号	
施 設 サ ー ビ ス	介護老人 福祉施設	基準	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第17号
		解釈通知	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
	介護老人 保健施設	基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	H25 神奈川県条例第18号
		解釈通知	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
	介護療養型 医療施設	基準	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	H25 神奈川県条例第19号
		解釈通知	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
サ ー 介 護 ビ ー ス 防	基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第21号	
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号	
<b>2 介護報酬関係</b>				
居 宅 サ ー ビ ス	基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第19号	
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号	
		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号	
居 宅 援 介 護	基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第20号	
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号	
サ ー 施 設 ス	基準	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第21号	
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号	
サ ー 介 護 ビ ー ス 防	基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H18 厚生労働省告示第127号	
	解釈通知	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について	H18 老計発0317001 H18 老振発0317001 H18 老老発0317001	
そ の 他 報 酬 関 係	厚生労働大臣が定める一単位の単価		H27 厚生労働省告示第93号	
	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等		H27 厚生労働省告示第94号	
	厚生労働大臣が定める基準		H27 厚生労働省告示第95号	
	厚生労働大臣が定める施設基準		H27 厚生労働省告示第96号	
	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法		H12 厚生省告示第27号	
	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準		H12 厚生省告示第29号	
	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数		H18 厚生労働省告示第165号	
その他	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて		H12 老企第54号	

平成26年4月1日に消費税率が引き上げられました。消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下、「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が施行されています。

## 1 消費税転嫁対策特別措置法の概要について

- 消費税転嫁対策特別措置法において事業所が遵守すべき事項は、次のとおりです。
  - (1) 特定事業者は特定供給事業者に対し、以下の行為を行ってはなりません。
    - ア 減額・買いたたき イ 商品購入、役務利用又は利益提供の要請
    - ウ 本体価格での交渉の拒否 エ 報復行為

特定事業者(①大規模小売事業者、②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者)

特定供給事業者(①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等)
  - (2) 事業者は消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する以下の表示を行ってはなりません。
    - ア 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
    - イ 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であつて消費税との関連を明示しているもの
    - ウ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であつてイに掲げる表示に準ずるもの
  - (3) 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しません。
  - (4) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しません。
  - (5) 転嫁の方法の決定に係る共同行為及び表示の方法の決定に係る共同行為について、独占禁止法の適用除外とします。

※消費税転嫁対策特別措置法のガイドラインが公表されています。また、制度の概要をまとめたパンフレットも作成されています。これらについては、「介護情報サービスかながわ」にも掲載していますので、ご確認ください。

「介護情報サービスかながわ」—ライブラリ(書式／申請)—5. 国・県の通知

—★★★介護保険最新情報(厚生労働省通知)★★★

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=588&topid=6>)

—介護保険最新情報Vol.353 (H26.1.16)

介護保険事業者は、人員基準や設備基準、運営基準に合致することを前提に事業への参入が認められています。従って、基準違反に対しては厳正に対処すべきとされており、基準違反に対する改善勧告に従わなかった場合は、行政処分(指定・開設許可の取消や一部効力の停止等)を受けることとなり、介護保険上のサービスを継続できなくなります。

## 1 神奈川県の処分事例

### (1) 指定通所介護事業所の指定取消事例

#### 【処分理由】

- 事業所の新規指定に際し、事業所に勤務する予定のない者を事業所の生活相談員として記載した書面及び資格証を提出し、不正の手段により指定を受けた。(虚偽の指定申請)
- 立入検査に際して、法人代表取締役が、実際に勤務していない者を生活相談員として配置していたとする虚偽の答弁を行った。(虚偽答弁)
- 立入検査に際して、法人代表取締役が、実際に事業所に勤務していない者を生活相談員として記載した虚偽の帳票(勤務表、業務日誌等)を提出した。(虚偽報告)

### (2) 指定通所介護事業所の指定の一部の効力停止事例

#### 【処分理由】

- 新規指定に際し、勤務する予定のない者(法人取締役)を常勤専従の機能訓練指導員として記載した虚偽の書面を提出し、指定を受けた。(虚偽の指定申請)
- 常勤専従の機能訓練指導員が配置されていないにも関わらず、常勤専従の機能訓練指導員の配置を要件とする個別機能訓練加算Ⅱ(平成23年当時。現在の個別機能訓練加算Ⅰ)の算定要件を満たしているとして届出を行い、不正に当該加算を請求した。(不正請求)

### (3) 指定居宅介護支援事業所の指定の一部の効力停止事例

#### 【処分理由】

- 管理者が、監査を実施した日までの間、事業所と同一敷地内にない住宅型有料老人ホームに常駐して業務を行っており、人員基準を満たしていなかった。(人員基準違反)
- 管理者が事業所に勤務する体制になっておらず、人員基準を満たしていない期間について、人員基準を満たしているとして不正に居宅介護サービス計画費を請求した。(不正請求)

※これまでの神奈川県の処分事例の詳細は以下に記載されています。

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

—ライブラリ(書式／申請)

—15. 介護保険法による指定居宅サービス等の指定、更新、廃止、処分等について

## 2 処分の要件・効果

### (1) 処分の要件

指定後、以下の事由に該当する場合には指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することがあります。

- ① 法人又は法人の役員について、禁錮以上の刑又は介護保険法を含む国民の保健医療・福祉に関する法律、労働に関する法律で罰金の刑に処せられたとき(執行が終わっていない、又は執行を受けることがなくなっていないときを含む。)。
- ② 指定を行うに当たって付された条件に違反したとき。
- ③ 従業者の知識・技能又は人員について、条例で定める基準又は員数を満たすことができなくなったとき。
- ④ 条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- ⑤ 介護保険法及びこれに基づく命令を遵守し、要介護者等のため忠実に職務を遂行する義務に違反したとき。
- ⑥ 介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。
- ⑦ 都道府県知事からの報告又は帳簿書類の提出・提示命令に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑧ 都道府県知事からの出頭要求・質問に対する答弁に拒否し、質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査の拒否・妨害・忌避をしたとき。
- ⑨ 不正の手段により指定を受けたとき。
- ⑩ 介護保険法を含む国民の保健医療・福祉に関する法律やこれらに基づく命令・処分に違反したとき。
- ⑪ 介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- ⑫ 役員のうちに、5年以内に介護サービスに関し不正または著しく不当な行為をした者がいるとき。

(参考) 全国の指定取消し等の状況(指定居宅サービスのみ)(平成25年度)

指定取消事由	根拠条文例	件数
③ 人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった。	第77条第1項第3号	20件
④ 設備及び運営に関する基準に従って適切な運営ができなくなった。	第77条第1項第4号	15件
⑤ 要介護者の人格尊重義務に違反した。	第77条第1項第5号	2件
⑥ 介護給付費の請求に関して不正があつた。	第77条第1項第6号	32件
⑦ 帳簿書類に提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした。	第77条第1項第7号	16件
⑧ 質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた。	第77条第1項第8号	7件
⑨ 不正の手段により指定を受けた。	第77条第1項第9号	8件
⑩ 介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令に違反した。	第77条第1項第10号	2件

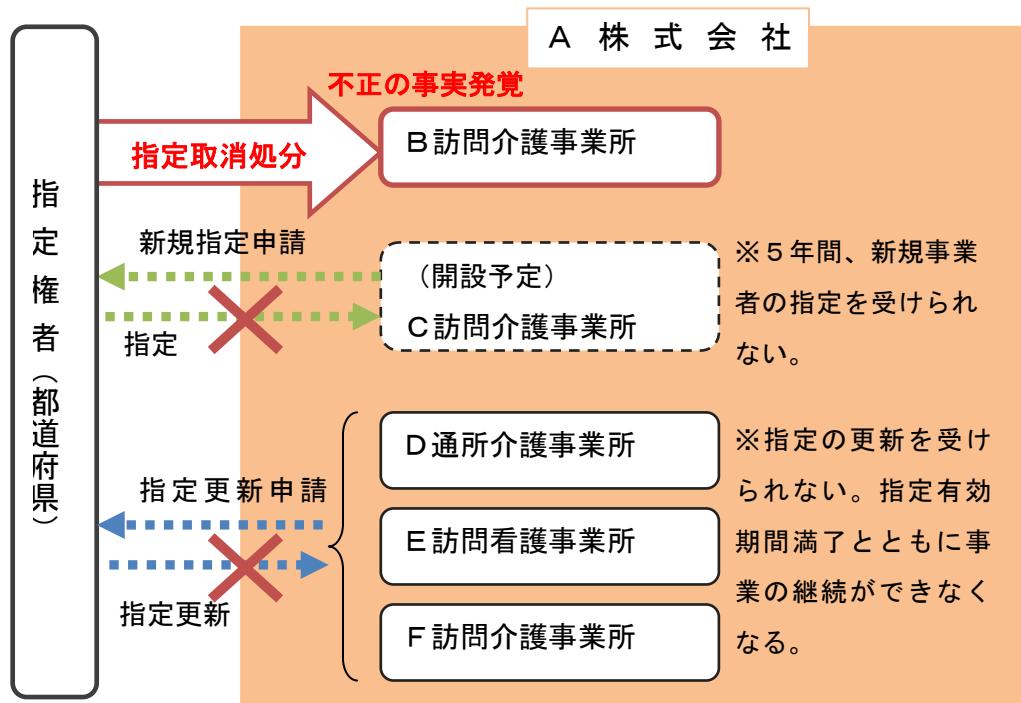
## (2) 指定取消しの効果

該当事業所の指定が取り消されたときは、その事業所の事業が継続できなくなるだけでなく、事業者に対して、次の介護保険法上の制限がかかります。

ア 指定の取消処分を受けた法人は、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、**5年間新たに指定を受けることができません。**

イ 複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して**5年間指定の更新を受けることができなくなります。**

(例)



### 注意

- 指定の取消処分を受けた事業所を運営する法人に所属する役員等が他の法人の役員である場合は、その法人も同様の制限を受けることとなります。また、他の法人の役員になった場合も同様です。例えば、新たに介護サービスの事業所を開設しようとする法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいれば、指定を受けることができなくなります。また、介護サービス事業所を経営する法人の役員の中に過去5年以内に指定の取消の処分を受けた事業者の役員がいる場合、指定の更新を受けられず、介護保険上のサービス事業の存続ができなくなります。
- 運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、5年間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行いません。

## 1 法令遵守

介護保険事業を運営するにあたって、人員基準・設備基準・運営基準等、様々な基準が定められており、介護保険指定事業者は、人員基準や設備基準を満たし、運営基準に沿った事業運営をすることを前提に、指定（開設許可）を受けています。よって、基準を満たさない場合には、指定や更新を受けることができません。

「基準」は、介護保険指定事業者の行う事業がその目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものであり、常に満たされている必要があります。また、介護保険指定事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

基準を理解しておらず、知らないうちに基準違反の運営を行っている事業所も見受けられますので、そのような事態にならないためにも、きちんとした法令の理解が必要です

## 2 管理者の責務

### (1) 事業所内の一元的な管理

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

サービスの実施状況の確認等を担当者に任せきりにするのではなく、管理者も確認するようにしてください。

#### ポイント(従業者の管理)

- 従業者の管理については、タイムカード等による出勤状況の確認、有資格者についての資格証等の写しの保管等により、従業者に関する記録等を整備し、勤務表を毎月作成するなど、基準に適合した勤務体制を確保するために必要な状況把握を行ってください。

### (2) 従業者への指揮命令

管理者は事業所の従業者に、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。管理者が法令を遵守することは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守っていただくよう、管理者として必要な指示を行ってください。

事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者が直接関与していないくとも、管理者の監督責任を問われます。

管理者は常勤で管理業務に専従することが原則となっています。同一敷地内で管理業務に支障がない範囲内の兼務しか認められていませんので、たとえ同じ事業所内で他の職務との兼務でも管理業務に支障がある場合には基準違反となります。

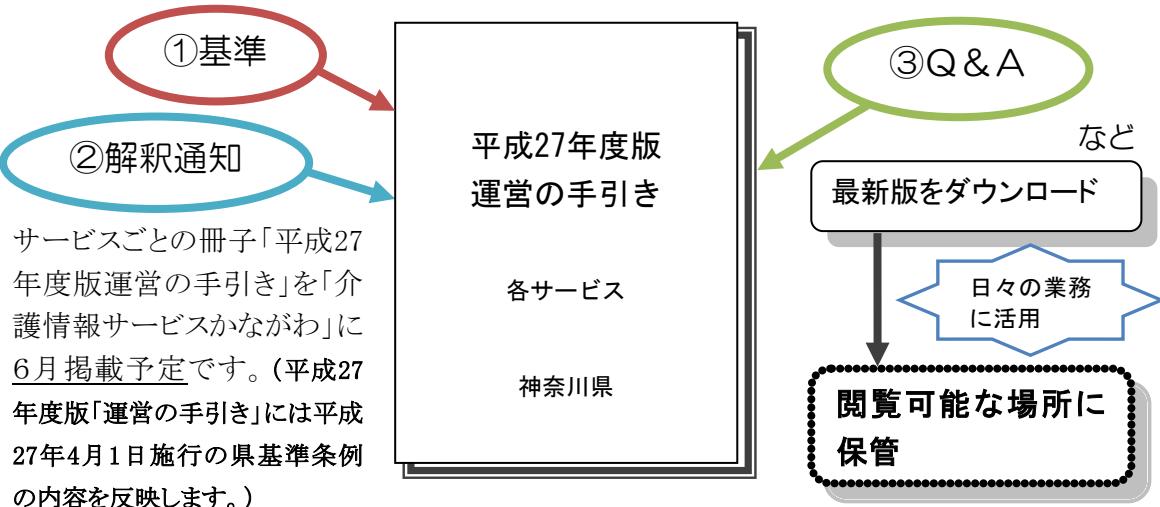
## 【介護保険法令遵守チェックリスト】

主な時期	項目	チェック内容	○×
指定時	メール配信システムへの登録及び内容の確認	メール配信システムへの登録は済んでいますか? 配信されたメールの内容を定期的に確認し、必要な事項を職員に周知していますか?	
	業務管理体制の整備に係る届出(法人単位)	業務管理体制の整備に係る届出をしていますか? 整備する業務管理体制内容に変更があった場合、変更事項が生じた場合に届出をしていますか?	
	新規セミナーへの参加	事業開始時や新任の管理者等について、基準の内容等を理解するため、新規セミナーを受講していますか?	
毎年	集団指導講習会への参加及び職員への伝達	毎年実施される集団指導講習会に参加し、その内容を事業所の職員に伝達していますか?	
	「運営状況点検書」による自己点検	「運営状況点検書」を活用し、年に1回は指定基準等の適合状況を確認していますか? 万が一、基準違反に該当することが確認された場合、速やかに是正していますか?	
	「運営の手引き」の内容確認	最新の「運営の手引き」をダウンロードし、日々の業務に活用していますか?	
隨時	変更届・加算届	変更届を提出していますか?	
		加算について、算定要件を確認し、当該要件を満たした上で算定していますか?	
更新時	指定更新申請について	事業所のサービスごとの指定有効期間を承知していますか?	
		指定更新手続きの方法を承知していますか?	
休止時 廃止時	休止届・廃止届について	休止期間は最長6月であることを承知していますか?	
		休止届・廃止届の提出期限は休止・廃止をする1か月前であることを承知していますか?	
その他	労働基準法、消防法、建築基準法等の遵守	労働基準法等を遵守し、適切な雇用管理を行っていますか?	
		消防法、建築基準法等を遵守し、必要な設備を設置するとともに、防災対策を講じていますか?	
	個人情報保護	利用者やその家族の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合には、その同意をあらかじめ文書で得ていますか?	

## 1-7

# 「運営の手引き」・「運営状況点検書」について

## 1 平成27年度版「運営の手引き」について



### 【運営の手引きの掲載場所】

- 「介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」  
—ライブラリ(書式／通知)  
—9. 運営状況点検書・運営の手引き  
—2. 運営の手引き  
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=541&topid=10>)  
—【各サービス】平成26年度版 運営の手引き(H27運営の手引きに6月更新)

## 2 平成27年度版「運営状況点検書」について

※ 平成27年度版「運営状況点検書」は、7月に「介護情報サービスかながわ」へ掲載する予定です。様式の掲載については、メール配信にてお知らせします。

### 自己チェックツール

人員・設備・運営等  
指定基準に適合

### 法令遵守の確保

平成27年度版  
運営状況点検書  
  
点検の基準日  
(7月1日)

- ① 事業所の人員、設備、運営等が指定基準等に適合しているかを確認する。
  - ② 点検結果は事業所で保管する。(県への提出は不要)
- ※ 実地指導の際に事前提出資料として、点検結果の写しの提出を求める場合があります。提出を求められた際は、勤務形態一覧表等の別紙の写しも併せて提出してください。

### **【運営状況点検書の掲載場所】**

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式／通知)

－9. 運営状況点検書・運営の手引き

－1. 運営状況点検書

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=540&topid=10>)

－【各サービス】平成26年度版 運営状況点検書(H27運営状況点検書に7月更新)

### **<点検を行う際の留意事項>**

- 運営状況点検書を作成することが目的ではありません。事業者自ら点検を行うことにより、法令や基準等に沿った運営ができているか確認を行ってください。基準に適合しない運営を行っていた場合には、過誤調整が必要になることも想定されます。
- 点検結果を法人の法令遵守責任者に報告することにより、法人全体の業務管理体制の整備に役立ててください。
- 点検の結果、もし基準違反に該当する事項が確認された場合は…  
⇒ 速やかに是正を行ってください。  
過誤調整の要否や手続きについては、保険者に相談してください。

介護保険事業者は、事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程(=「運営規程」)を定めなければなりません。

また、介護保険サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書(=「重要事項説明書」)を記載した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について同意を得なければなりません。

## 1 運営規程

- 運営規程には、事業所名称、事業所所在地のほか、事業の運営についての重要事項を規定しなければなりません。
- 記載すべき項目は運営に関する基準においてサービスごとに規定されていますので、各サービスの基準条例、解釈通知に規定されている項目を確認してください。

### ポイント

- 基準条例の解釈通知において運営規程に規定すべき項目を平成25年から追加しています。解釈通知を確認し、事業所の運営規程に新たに追加した項目が含まれていない場合は、該当項目を追加する改正を行ってください。
- 運営規程の記載事項に変更が生じたときは、その変更の都度、運営規程も修正しておく必要があります。(修正した年月日、内容を最後尾の附則に記載することで、事後に確認しやすくなります。)

## 2 重要事項説明書

### (1) 重要事項説明書に記載する項目

- 重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制等を記載する必要があり、運営規程の項目に沿った内容を記載してください。なお、記載すべきと考えられる項目として、次の例が挙げられます。
  - ア 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど)
  - イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
  - ウ サービスの内容、利用料その他の費用の額
  - エ 従業者の勤務体制(従業者の職種、員数及び職務の内容)
  - オ 通常の事業の実施地域
  - カ 緊急時等における対応方法
  - キ 苦情処理の体制  
(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載)
  - ク その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項  
(従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など)

### 注意

※重要事項説明書の内容と運営規程の内容に不一致がないようにしてください。  
(運営規程を修正したときは、重要事項説明書も同様に修正してください。)

## (2)重要事項説明書の説明・同意・交付

- 重要事項説明書を交付し説明した際には、重要事項に関する説明を受けて内容に同意したことが必要となります。当該文書の交付を受けたことが確認できるよう利用申込者の署名又は押印を得ることが望ましいです。

### 【記載例】

重要事項について文書を交付し、説明しました。

平成27年〇月〇日 管理者 神奈川 太郎 ㊞

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

平成27年〇月〇日 平塚 花子 ㊞

### ポイント

- 記載の方法は必ずしも上記によるものではありませんが、記録等から重要事項説明書について、説明した日、説明者、交付したこと、内容に関する同意を得たことが確認できるようにしてください。
- なお、特に「サービス提供開始についての同意」は、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容について確認を得てください。

(平成27年度報酬改定にともない利用料等の見直しが必要となります。料金表を修正するとともに、利用者への説明・同意を適切に行ってください。)

### 指導事例

- ① 重要事項説明書を交付していなかった。(交付したことが記録から確認できなかつた。)
- ② 契約書しか作成されておらず、重要事項説明書を作成していなかった。
- ③ 運営規程・重要事項説明書に最新の状況を反映していなかった。

## 1 勤務体制の確保等

### (1)研修の機会の確保

- 従業者の資質の向上のため研修の機会を確保しなければなりません。(県基準条例第32条)  
※例えば採用時研修や継続研修などにおいて、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加する機会を計画的に確保し、従業者の質の向上に努めてください。

### (2)労働関係法令の遵守について

平成24年4月  
介護保険法改正

事業者指定の欠格及び取消要件の追加

労働関係法令違反で罰金刑に処せられた者

※勤務体制の確保を図るためにには、事業者による雇用管理の取組、労働法規の遵守を徹底することが重要です。

#### <介護保険法第70条(指定居宅サービス事業者の指定)>

##### ◎第2項

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の(中略)いずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

##### ○第5号の2

申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

参考:介護保険法第79条(指定居宅介護支援事業者の指定)

介護保険法第86条(指定介護老人福祉施設の指定)

介護保険法第94条(介護老人保健施設の開設許可)

#### 【基本的な雇用管理上の問題点】

- ①就業規則(パート就業規則を含む。)を作成していない。
- ②36協定(=時間外及び休日労働に関する協定)を締結、届出せずに、時間外労働又は休日労働を行わせている。
- ③年次有給休暇を与えていない。
- ④衛生管理者又は産業医(労働者50人以上の場合)、衛生推進者(労働者10人以上50人未満の場合)を選任していない。
- ⑤健康診断を実施していない。

- 介護人材の確保・活用には、従業者の能力開発と仕事への取り組み意欲を高い水準で維持することが重要です。従業者の仕事への取り組み意欲を維持・向上するには、働きに見合った待遇、働きぶりの公正な評価、能力開発機会の提供などのほか、労働条件や労働時間、仕事の管理などに関して納得して働くことが重要です。
- 適切な雇用管理、労働法規の遵守を徹底し、貴重な介護人材の確保・活用に努めてください。

※ 労働関係法令については管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

神奈川労働局ホームページ <http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 2 労働条件の確保・改善と労働災害防止について（神奈川労働局より）

下記を参考に労働条件の確保・改善、労働災害の防止について、適切な管理をお願いします。

### 1 労働条件の確保・改善について

県下の介護サービス事業所については、就業規則、労使協定、労働条件通知書等の基本的な労働条件の設定に関する法違反が多く、また、賃金不払残業に関する法違反も少なくない状況です。下記ホームページにリーフレット、各種様式等を掲載しておりますので、参考にしてください。

### 2 介護サービス事業者の安全衛生管理体制について

労働者（アルバイト・パートも含む）50人以上の事業場は、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の開催及び所轄労働基準監督署への届出が必要です。労働者（アルバイト・パートも含む）10人以上50人未満の事業場は、衛生推進者の選任が必要です。

### 3 介護・看護作業での職員等の腰痛・転倒災害予防対策について

介護サービス事業場では、「動作の反動・無理な動作」による腰痛、「転倒」事故が多く発生しています。腰痛及び転倒災害を予防するため、作業・作業環境・健康の3つの管理と安全衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。利用者の負傷防止にもつながります。安全な介助方法のマニュアルを作成しましょう。

### 4 介護サービス現場の作業環境の改善に「中小企業労働環境向上助成金」を活用しましょう！

介護関連事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の2分の1（上限300万円）を支給します。この助成をうけるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局長の認定をうける必要があります。問合先：神奈川労働局職業安定部職業対策課 Tel045-650-2801

### 5 公益財団法人介護労働安定センターでは、介護労働者に係る労務管理や助成金活用の相談や講習会を無料で行っていますので、御活用ください。Tel045-212-0015

神奈川労働局のホームページにおいて、下記資料を掲載しておりますので、併せて参照願います。

([http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudoukjun\\_keiyaku/hourei\\_seido/\\_120133.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukjun_keiyaku/hourei_seido/_120133.html))

- ・労働基準法関係リーフレット
- ・労働基準法主要様式及び記載例  
(モデル就業規則、労働条件通知書、時間外労働・休日労働に関する協定届等)
- ・安全衛生関係リーフレット
- ・安全衛生関係資料・教材
- ・介護関連の助成金

「神奈川労働局 介護サービス」で検索してください。

### 3 非常災害対策

介護保険施設や介護サービス事業所等は、自力避難困難な方々も多く利用していることから、防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策のほか、地震等の各種災害に備えた十分な防災対策を講じる必要があります。また、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常時に協力してもらえるような体制作りを行ってください。

特に、施設系サービスや通所系サービスでは、消防法に防火のための規定(防火管理者の設置、消防計画の策定等)が置かれていますので、確認していただくとともに、消火・避難訓練の実施も必要となりますので、実施に当たっては最寄りの消防署にもご相談ください。

※ 防災対策としては、次の10項目が必要な事項となります。今一度点検、確認等をし、問題点があれば、速やかに改善措置を講じてください。



- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 1. 情報の把握           | 6. 有効な避難訓練の実施          |
| 2. 指揮組織の確立         | 7. 消防機関等関係諸機関との協力体制の確立 |
| 3. 防災管理体制の整備       | 8. 危険物の管理              |
| 4. 職員等の防災意識の高揚     | 9. 事業所間の災害支援協定の締結      |
| 5. 消防用設備及び避難設備等の点検 | 10. 地域との連携             |

※上記各項目に関する詳細は、介護保険最新情報vol.282にてご確認ください。

#### 【介護保険最新情報vol.282の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」  
－ライブラリ(書式／通知)  
－5. 国・県の通知  
－★★★介護保険最新情報(厚生労働省通知)★★★  
「介護保険施設等における防災対策の強化について」  
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=588&topid=6>)

### 4 衛生管理

#### 衛生管理

- ①施設等の管理
- ・利用者の使用する施設、設備、備品等

- ②従業者の管理
- ・従業者の清潔の保持
  - ・健康状態

- ③感染症予防
- ・発生・まん延の防止のための必要な措置

- ・従業員に対し健康診断等を実施し、健康状態について把握する。  
・衛生管理についての研修等を実施し、研修内容を記録する。  
・衛生管理対策についてのマニュアルを作成し、従業員に周知する

※厚生労働省から「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」が出されています。衛生管理対策の参考として、ご確認ください。

#### 【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」  
　　－ライプラリ(書式／通知)  
　　－11. 安全衛生管理・事故関連  
　　－感染症関係  
　　－高齢者介護施設における感染対策マニュアル(H25.3改訂版)  
　　(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp>)

## 5 秘密保持



#### あらかじめ文書で同意を得ること

- ①利用者に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の同意
- ②利用者の家族に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の家族の同意

#### 【個人情報の使用に関する同意書に記載すべきと考えられる事項】

##### ア 使用する目的

例) サービス担当者会議、居宅介護支援事業者その他の居宅サービス事業者との連絡調整等において必要な場合 など

##### イ 使用する事業者の範囲

例) 利用者が提供を受ける全ての介護保険事業者 など

##### ウ 使用する期間

例) 介護保険サービス契約の有効期間に同じ など

##### エ 使用に当たっての条件

例) 個人情報の提供は必要最小限とすること。個人情報の使用に当たっては、関係者以外の者に情報が漏れることのないようにすること。個人情報をサービス担当者会議で使用した場合には、出席者、議事内容等を記録しておくこと。など

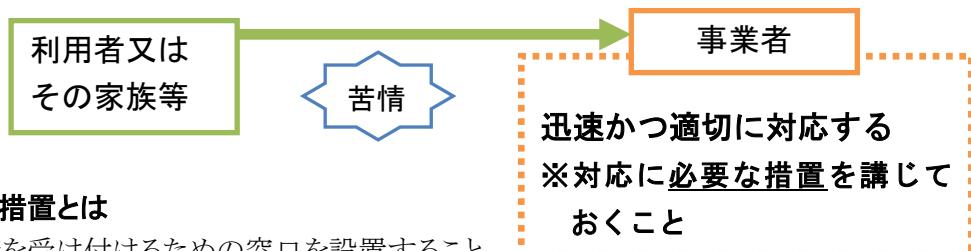
※ 厚生労働省から「介護保険事業者の個人情報保護法に関するガイドライン」が出されています。個人情報の範囲や取扱方法、保管方法などについてご確認ください。

#### 【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」  
　　－ライプラリ(書式／通知)  
　　－5. 国・県の通知  
　　－個人情報の適切な取扱いについて  
　　－個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(H22.9.17改訂版)  
　　(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/work/lib/CT118ID880N4.pdf>)

提供した介護保険サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

## 1 苦情に対応するための必要な措置



### (1) 必要な措置とは

- ① 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。
- ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するため講ずる措置の概要について明らかすること。
- ③ ①、②を利用者等にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に記載するとともに、事業所に掲示すること。

※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要があります。

### (2) 事業所が苦情を受けた場合

利用者等からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

### (3) 市町村又は国保連に苦情があった場合

利用者等からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行い、その内容を市町村または国保連に報告しなければなりません。

#### ポイント

- 市町村の相談窓口は、利用者等の保険者です。よって、利用者等に周知すべき市町村の相談窓口については、事業所所在地の市町村だけではなく、利用者等が居住する市町村も記載してください。
- 各市町村・国保連の相談窓口の所管部署・連絡先は、必ず最新のものに更新してください。

## 2 介護保険に関する市（区）町村、国保連の苦情・相談窓口一覧

平成27年4月1日現在

### ●政令市の窓口

市 区	担当課(係)	電話番号
横浜市(本庁)	介護事業指導課	045(671)2356
鶴見区	高齢・障害支援課	045(510)1770
神奈川区	高齢・障害支援課	045(411)7019
西 区	高齢・障害支援課	045(320)8491
中 区	高齢・障害支援課	045(224)8163
南 区	高齢・障害支援課	045(743)8184
港 南 区	高齢・障害支援課	045(847)8495
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	045(334)6394
旭 区	高齢・障害支援課	045(954)6061
磯子区	高齢・障害支援課	045(750)2494
金沢 区	高齢・障害支援課	045(788)7868
港 北 区	高齢・障害支援課	045(540)2325
緑 区	高齢・障害支援課	045(930)2315
青葉 区	高齢・障害支援課	045(978)2479
都筑 区	高齢・障害支援課	045(948)2306
戸塚 区	高齢・障害支援課	045(866)8452
栄 区	高齢・障害支援課	045(894)8547
泉 区	高齢・障害支援課	045(800)2436
瀬 谷 区	高齢・障害支援課	045(367)5714
川崎市(本庁)	介護保険課	044(200)2678
川 崎 区	高齢・障害課	044(201)3282
大師地区健康福祉ステーション	介護保険係	044(271)0161
田島地区健康福祉ステーション	介護保険係	044(322)1996
幸 区	高齢・障害課	044(556)6689
中原 区	高齢・障害課	044(744)3136
高 津 区	高齢・障害課	044(861)3269
宮 前 区	高齢・障害課	044(856)3238
多 摩 区	高齢・障害課	044(935)3187
麻 生 区	高齢・障害課	044(965)5146
相模原市(本庁)	高齢政策課	042(707)7046

### ●その他市町村の窓口

市町村	担当課(係)	電話番号
横須賀市	介護保険課	046(822)8253
鎌倉市	高齢者いきいき課	0467(23)3000
逗子市	介護保険課	046(873)1111
三浦市	高齢介護課	046(882)1111
葉山町	福祉課	046(876)1111
厚木市	介護保険課	046(225)2240
大和市	介護保険課	046(260)5170
海老名市	高齢介護課	046(235)4952
座間市	介護保険課	046(252)7719
綾瀬市	高齢介護課	0467(70)5636
愛川町	高齢介護課	046(285)6938
清川村	保健福祉課	046(288)3861
平塚市	介護保険課	0463(21)8790
藤沢市	介護保険課	0466(50)3527
茅ヶ崎市	高齢福祉介護課	0467(82)1111
秦野市	高齢介護課	0463(82)9616
伊勢原市	介護高齢福祉課	0463(94)4711
寒川町	高齢介護課	0467(74)1111
大磯町	福祉課	0463(61)4100
二宮町	健康長寿課	0463(71)3311
南足柄市	高齢介護課	0465(73)8057
中井町	健康課	0465(81)5546
大井町	介護福祉課	0465(83)8011
松田町	福祉課	0465(83)1226
山北町	保険健康課	0465(75)3642
開成町	保険健康課	0465(84)0320
小田原市	高齢介護課	0465(33)1827
箱根町	健康福祉課	0460(85)7790
真鶴町	健康福祉課	0465(68)1131
湯河原町	介護課	0465(63)2111

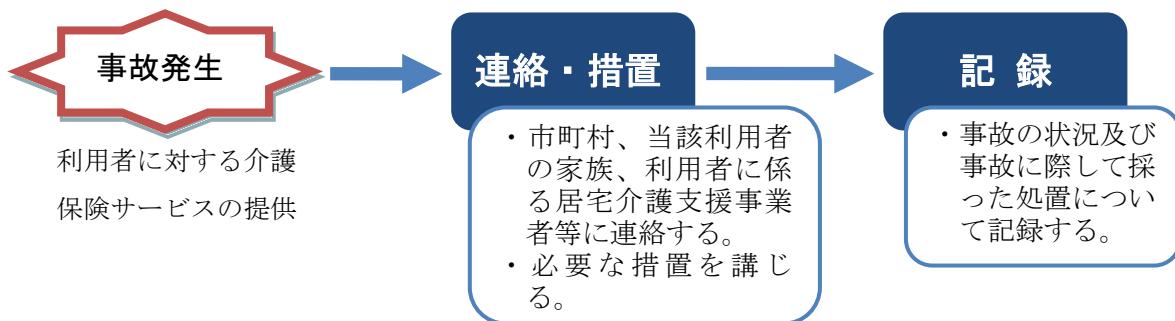
### 国民健康保険団体連合会の苦情・相談窓口

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

〒220-0003 横浜市西区楠町27番1

TEL. 045-329-3447 TEL. 0570-022110 《苦情専用》

受付時間／午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）



事業所独自の判断で、事故としての扱いではなく、ヒヤリ・ハットで済ましているケース、事業所所在地の市町村への報告は行っているものの、利用者の保険者に報告していないケースが見受けられます。

## 1 事故報告書の提出について

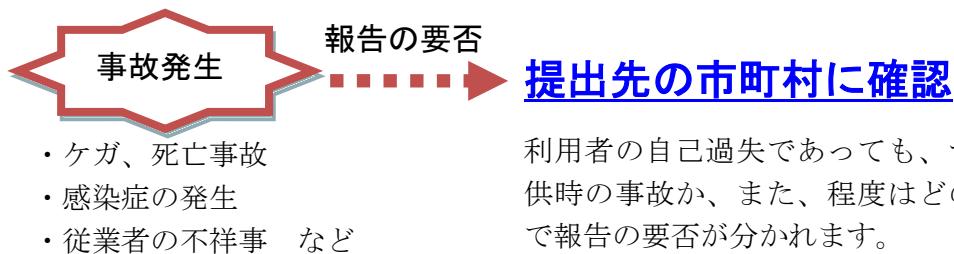
### (1) 提出先



※事故報告書の様式については、各市町村にお問い合わせください。

※有料老人ホームの場合は、県高齢施設課にも提出すること。

### (2) 報告が必要な事故の範囲



ヒヤリ・ハット事例とは、場合によっては事故に直結したかもしれない事例であり、結果的には事故に至っていないものです。程度が軽易であっても、事故が発生したときは、報告が必要かどうか、市町村に確認してください。

※ 事故報告についての詳細については、下記に掲載されています。  
(事故報告書の様式標準例も掲載されています。)

#### 【掲載場所】

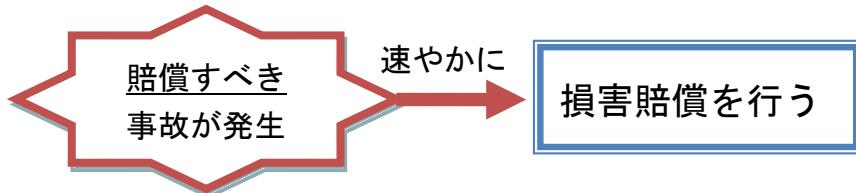
- 「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」  
-ライブラリ(書式／通知)  
-11. 安全衛生管理・事故関連  
-事故報告

## 2 事故発生時の対応について

### (1)あらかじめ対応方法を定めておくこと

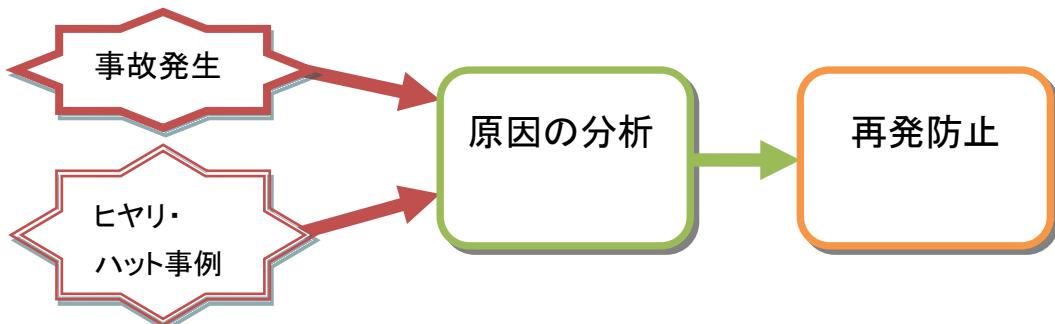


### (2)賠償すべき事故が発生した場合



※ 賠償しなければならない事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいとされています。損害保険の内容、損害賠償の方法等についても事前に把握しておけば速やかな対応が可能となります。

### (3)再発防止の対策



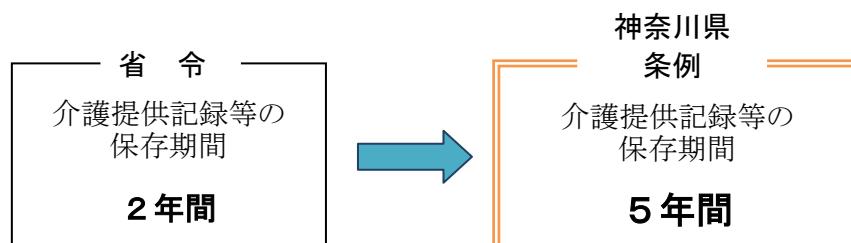
※ 事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)には、その原因を分析し、その分析結果を従業者に周知徹底するなど、再発防止の対策を講じてください。

※ 事故等の記録を利用者別ファイルのみに保管している例が見受けられますが、個別に保管するとわかりにくくなるので、一元的に情報管理することが望ましいです。

介護保険事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。また、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

### 1 記録の整備について

- サービス提供に関する記録の保存期間について、基準条例の制定に伴いこれまで国で定めていた期間とは異なる独自基準を定めています。

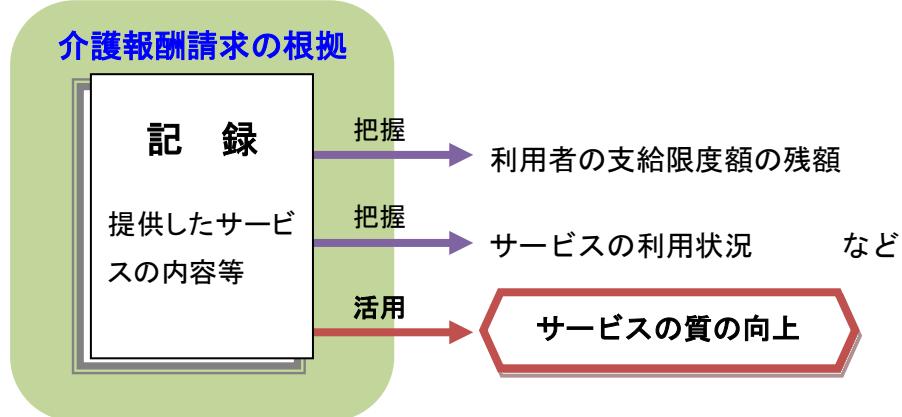


**【考え方】** サービスの質の向上を図るとともに、報酬の過払返還請求の時効期間への対応を可能とする。

※運営規程や重要事項説明書において記録の保存期間の記載がある場合については、保存期間を5年間に改めるよう、必要な改正を行ってください。

#### ポイント

記録によりサービス提供が確認できない場合は、報酬返還になることもありますので、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供開始・終了時刻、提供内容、保険給付の額、利用者的心身の状況、その他必要な事項などを具体的に記録してください。



#### <活用事例>

- ①利用者の日々の提供記録を活用し、利用開始時からの利用者的心身の状況等の変化を把握した上で、サービス内容の評価や計画の見直しを行い、より利用者に合った適切なサービスの提供を図る。
- ②利用者等からの苦情の内容等の記録、事故の状況等の記録を従業者の研修資料として活用し、同様の苦情や事故の再発防止を図る。

介護保険事業者が指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認するための仕組みとして事業者の指定に6年間の有効期間が設けられています。



※介護保険事業者は**6年ごとに指定の更新**を受ける必要があります。

## 1 指定更新制度と指定有効期間等の確認方法

### (1) 指定の更新と指定有効期間



※指定更新手続きについては、「介護情報サービスかながわ」に掲載している「受付スケジュール」、「申請書類」等を確認した上で、指定した日時に申請書類を持参してください。

### (2) 指定有効期間等、事業所情報の確認方法

- ① 事業所で保管する指定通知書、指定申請書類(控)、変更届(控)
- ② 「介護情報サービスかながわ」の介護事業所検索による事業所情報の確認

#### ポイント

- 貴事業所のサービスごとに指定年月日を確認してください。
- 変更届等の提出漏れがないか、実態と届出内容が乖離した状態となっていないか等を確認し、提出漏れ等があった場合には、速やかに変更届等を提出してください。

## 2 更新を希望しない場合

- 指定更新申請をせずに指定有効期間満了日を経過した場合、指定の効力を失い、介護保険サービスの提供ができなくなります。(指定の失効)
- こうした指定更新手続きの重要性から、更新を行わないとする場合においても、その旨の意思表示を申出書の提出により行ってください。

#### 【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ(書式／通知)

－4. 指定更新(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=5>)

## 1 変更届・加算届・廃止届・休止届等について

- 介護保険事業者は、次の①から③までに該当するときは、県に届け出ることが介護保険法等により義務付けられています。
  - ① 事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
  - ② 加算や減算等の介護給付費算定に係る体制等に変更があったとき
  - ③ 事業を廃止、休止又は再開しようとするとき

〔参考:介護保険法第75条、82条、89条、99条、115条の5、115条の25  
介護保険法施行規則第131条、133条、135条、137条、140条の22、140条37〕
- 届出が必要な事項、その提出期限をあらかじめ確認しておき、届出事項が発生したときは、必ず提出期限までに県に届出を行ってください。
- ★ 平成27年度報酬改定にともない利用料等の見直しが必要となります。料金表を修正するとともに、利用者への説明・同意を適切に行ってください。  
(基本報酬額の改定にともなう料金表の変更については、変更届の提出は不要です。)

### 【届出方法・提出期限等】

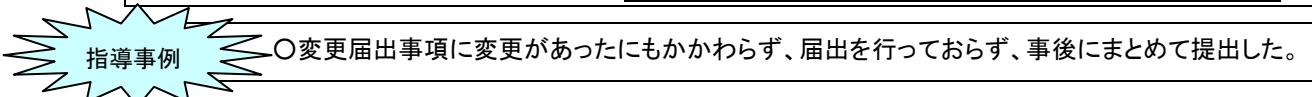
変更届	<p>必ず『変更届一覧表』により、次のア～ウを確認した上で、届出を行ってください。</p> <p>ア 届出が必要か、不要か イ 届出方法は来庁(事前)か、郵送(事前・事後)か ウ 必要書類は何か</p>
加算届	<p>ア 次のサービスの加算の届出</p> <p>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、 通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援 (介護予防サービスは省略して記載)</p> <p>⇒<u>加算算定開始月の前月15日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。</u></p>
廃止届 休止届	<p>イ 次のサービスの加算の届出</p> <p>短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 (介護予防サービスは省略して記載)</p> <p>⇒<u>加算算定開始月の1日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。</u></p> <p>ウ 加算の廃止(居宅系サービス・施設系サービス共通) 加算の算定期を満たさなくなることが明らかになった場合には、速やかに<u>郵送により</u> 加算の廃止の届出を行ってください。</p>
再開届	<p><u>廃止又は休止の日の1月前までに郵送により届出を行ってください。</u></p> <p>※事業所を休止又は廃止するときは、従業者に対し、これまでのキャリアを今後の業務に 活かせるよう、実務経験証明書を発行してください。</p>
再開届	<p><u>再開する日の前日までに来庁により届出を行ってください。</u></p>

### 【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

—ライプラリ(書式／通知)

—2. 変更・廃止・休止・再開届 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=3>)



平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するための仕組みとして介護保険法で定められている制度です。

公表の対象となるサービスを実施している全ての事業者は、基本情報と運営情報の報告(調査票の提出)及び公表手数料の納入が義務付けられています。

なお、訪問調査は、県が定める「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき実施しており、訪問調査の対象となる事業者は、調査手数料の納入も義務付けられています。

## 1 公表対象サービスについて

- 前年の介護報酬の支払額(利用者負担額を含む。)が100万円を超えたサービスが公表の対象(※1)となります。公表の対象となるサービスは、県から郵送する『計画通知書』(※2)に記載していますのでご確認ください。

### ポイント

※1 例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護のみ介護報酬の支払実績が100万円を超えていた場合、訪問看護のみが対象となります。

※2 県から郵送する『計画通知書』は重要な書類です。1年間大切に保管してください。  
なお、公表対象サービスを実施する事業所のみに発送いたします。

## 2 手数料について

- 公表手数料(公表事務に関する費用)及び調査手数料(調査事務に関する費用)は、所定の納入通知書によりお近くの金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)でお支払いください。
- これらの手数料は、県における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するために、指定情報公表センター及び指定調査機関の運営費用として使われます。

### 注意

※納入通知書は、『計画通知書』が入っている封筒に同封していますので、納入期限までに必ずお支払いください。

## 3 報告(調査票の提出)について

### (1)報告の内容(基本情報調査票と運営情報調査票)

	基本情報調査票	運営情報調査票
報告内容	事業所の名称、連絡先、人員体制、営業時間などの事業所の基本的な情報	事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項などの情報
報告対象事業所	公表の対象となる全ての事業所	公表の対象となる全ての事業所(※平成27年度に指定された事業所を除く。)

## ポイント

### <基本情報>

公表後に内容を修正することができますので、内容に変更があった場合は、適宜修正を行ってください。併せて変更の届出も必要な場合は、必ず県に対し変更届を提出してください。

### <運営情報>

公表後に内容を変更することができませんのでご注意ください。

## (2)調査票の作成、提出方法について

- 調査票の作成及び報告は、ウェブサイト「神奈川県指定情報公表センター」の「ウェブ報告システム」を使って行います。
- 調査票報告期限は県から郵送された『計画通知書』に記載されています。ご確認の上、必ず期限までに提出してください。
- 操作の詳細及び調査票の作成方法については、「神奈川県指定情報公表センター」のホームページに掲載している『報告システム操作ガイド』及び『調査票記入マニュアル』をご確認ください。

神奈川県指定情報公表センターホームページ

<http://center.rakuraku.or.jp/>

## 4 訪問調査について

- 平成27年度の訪問調査は、平成11年度、平成14年度、平成17年度、平成20年度、平成25年度～平成27年度に新規に指定を受けたサービスについて実施します。なお、訪問調査の有無については『計画通知書』にも記載しています。

### 【訪問調査が免除されるサービス】

- 調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により次のア～オに規定する評価を平成26年度(2014年4月1日～2015年3月31日)に受審した事業所にあっては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることから、情報公表制度に係る訪問調査の対象サービスから除外されます。これは事業所自らの申出をもって申請することとし、申請がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うこととなります。

- ア 福祉サービス第三者評価
- イ 地域密着型サービス外部評価
- ウ 介護サービス評価
- エ 特定施設外部評価
- オ その他、公正、客観性があると県が認めた評価

### 注意

※平成26年度に「介護サービス情報の公表」制度に基づく調査を受けていたとしても、この調査によって今年度の訪問調査が免除となることはありませんので、ご注意ください。

## 1-16 介護支援専門員の資格更新等について

### 1 介護支援専門員証の更新及び現任研修について

#### (1) 介護支援専門員証の更新について

介護支援専門員として実務(居宅介護支援事業所管理者を含む)に継続して従事するためには、介護支援専門員証の更新を行い、有効期間内の介護支援専門員証を所持しなければなりません。介護支援専門員証の更新を行わず、有効期間が切れたまま介護支援専門員として実務に従事していた場合には、行政処分を受けることになります。

県や研修機関からは、個々の介護支援専門員に対して有効期間満了日や受講すべき研修の案内は行いません。更新に必要な研修及び更新手続き等の介護支援専門員に関するご案内については、神奈川県庁ホームページ内の「介護支援専門員のページ」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3721/>)で、確認してください。

各事業所の介護支援専門員の介護支援専門員証有効期間満了日を確認し、更新に必要な研修の受講及び介護支援専門員証の更新手続きについて管理くださるようお願いします。

#### 【各事業所の介護支援専門員に確認していただきたいこと】

- ①介護支援専門員証の有効期間満了日はいつか。
- ②介護支援専門員証の更新に必要な研修を計画的に受講しているか。
- ③更新に必要な研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きをしているか。

※平成18年以前に交付した「介護支援専門員登録証明書」では、介護支援専門員として実務に従事することはできません。当証明書をお持ちの方が、今後介護支援専門員として実務に従事するためには、再研修を受講・修了後に介護支援専門員証の交付を受けることが必要です。

#### (2) 現任研修について

##### 【実務従事者の研修受講の流れ(初回更新者の場合)】



■更新2回目以降の方は、神奈川県ホームページ内「2回目以降の資格更新について」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3721/p11263.html>)で、更新に必要な研修を確認してください。

(注)実務従事者基礎研修は、「実務就業後1年未満の者全員が受講」(国実施要綱)しなければならないとされています。各事業所で実務就業後1年未満の者がいる場合は、必ず本研修を受講させてください。

各種介護支援専門員研修の実施予定は、神奈川県庁ホームページ内の「介護支援専門員のページ」（<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3721/>）で確認できます。各事業所に在職中の介護支援専門員に対し、計画的な研修受講についてご指導ください。

## 2 介護支援専門員実務研修受講試験等における実務経験証明書の発行について

虚偽の実務経験証明により介護支援専門員実務研修受講試験を受験・合格し、介護支援専門員として登録を受けた者に対して、合格の取消し及び介護支援専門員の登録消除の処分を行う事案が平成24年度にありました。

各事業所において実務経験証明書を作成する際は、業務日誌や出勤簿等と照合の上、適切な発行事務を行うようお願いします。

問い合わせ先  
地域福祉課地域福祉グループ  
電話 045-210-4755

## 業務管理体制の整備に係る届出について

介護サービス事業者(法人)は、事業の適正な運営を確保するため、法令遵守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。

業務管理体制の届出が行われていない場合、介護保険法第115条の32に違反し、法令違反となります。届出を行っていない事業者(法人)は、速やかに届け出てください。

### 1 事業者が整備する業務管理体制

- 介護サービス事業者(法人)は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて、次のとおり業務管理体制を整備しなければなりません。

業務 管理体制 の 内 容	③業務執行の状況の監査の実施 (「業務執行状況の監査」)		
	②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 (「法令遵守規程の整備」)		
	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(「法令遵守責任者の選任」)		
事業所 等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

#### 注意

※事業所等の数には、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所の数は含みますが、病院等が行うみなし指定の事業所の数は含みませんので、みなし事業所のみの法人については届出の必要はありません。

### 2 届出先

- 介護サービス事業者(法人)は、整備した業務管理体制の内容を、次の区分により関係行政機関へ届け出なければなりません。

区分	届出先
(1)事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	①事業所等が3以上的地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働省
	②事業所等が1又は2の地方厚生局管轄区域に所在する事業者(平成27年4月1日以降) 事業者の主たる事務所が所在する都道府県
(2)地域密着型サービス(介護予防を含む)事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
(3)事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者 ※ただし、事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者を除く。 (平成27年4月1日以降)	都道府県
(4)事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者(平成27年4月1日以降)	指定都市

#### 注意

※事業所の新規指定、廃止等に届出先に変更があった場合は、変更前、変更後それぞれの機関に届出を行う必要があります。

### 3 変更届について

- 次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出しなければなりません。
- 指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わります。新規事業所の指定を受けたときは、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

#### 【変更届出事項】

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
- 3 法人代表者の氏名(フリガナ)、生年月日、住所、職名
- 4 事業所等の名称、所在地(※)
- 5 法令遵守責任者の氏名、生年月日
- 6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(事業所等の数が20以上の法人のみ)
- 7 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所等の数が100以上の法人のみ)

※法人が運営する事業所等の数の増減により、整備する業務管理体制の内容に変更があった場合(例えば、事業所等の数が20未満から20以上100未満に変わった場合など)のみ、変更の届出が必要です。

#### 【業務管理体制の整備の届出方法や変更届等の様式等について】

- 様式、記入要領、業務管理体制の概要は、「介護情報サービスかながわ」
  - ライブラリ(書式／通知)
  - 8. 各種届出(業務管理体制・老人福祉法の届出)等
  - 業務管理体制の整備に係る届出  
<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=610&topid=20>

#### 注意

※厚生労働省や地方厚生局、指定都市、その他市町村に届出を行う場合の届出様式は、それぞれの行政機関にお問い合わせください。

#### 【厚生労働省のホームページ】

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/service/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html)

#### 【地方厚生局のホームページ】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/>

## 1-18 介護職員処遇改善加算について

### 1 基本的考え方

- 介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から交付金を円滑に介護報酬に移行し、介護職員の賃金に充てることを目的に創設されたものです。
- 交付金を受けていた事業者・施設は、原則として交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。
- 平成27年度介護報酬改定においては、事業主が介護職員の資質向上や雇用管理の改善を一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境を整備するとともに、介護職員自身が研修等を積極的に活用することにより、介護職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好環境を生み出していくことが重要であることを踏まえ、事業主の取組が一層促進されるよう加算が拡充されたものです。

### 2 平成27年度介護報酬改定における主な改正点

- 地域包括ケアシステム構築の更なる推進に向け、今後も増大する介護ニーズへの対応や質の高い介護サービスを確保する観点から、介護職員の安定的な確保を図るとともに、更なる資質向上への取組を推進。
- 介護職員処遇改善加算は、現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上、雇用管理・労働環境の改善の取組を進める事業所を対象とし、更なる上乗せ評価を実施。

#### 【新設の加算（新加算Ⅰ＝更なる上乗せ評価）の算定要件】

- (1) キャリアパス要件
  - ア 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること。
  - イ 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保すること。
- (2) 職場環境等要件（旧 定量的要件）
  - 平成27年4月以降、賃金改善以外の処遇改善への取組を新たに実施すること。

### 3 届出・実績報告

- 介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、他の加算と異なり、年度ごとに事前の届出と、事後の実績報告が必要となります。
- 届出・実績報告の方法については、次の場所に掲載されている文書を確認してください。

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ  
→ 書式ライブラリ（書式／通知）  
→ 0. 介護職員処遇改善加算  
<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=19>
- キャリアパスについては、次に掲げる会議の資料を参照してください。

厚生労働省ホームページ  
→ 「介護職員のキャリアパスに関する懇談会」  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/12/s1211-13.html>

## 4 加算率等

### (1) 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) に該当(ウ)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ) に該当(エ)
・(介護予防) 訪問介護	8. 6 %	4. 8 %		
・夜間対応型訪問介護				
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
・(介護予防) 訪問入浴介護	3. 4 %	1. 9 %		
・(介護予防) 通所リハビリテーション				
・(介護予防) 通所介護	4. 0 %	2. 2 %		
・(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6. 1 %	3. 4 %		
・地域密着型特定施設入居者生活介護				
・(介護予防) 認知症対応型通所介護	6. 8 %	3. 8 %		
・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7. 6 %	4. 2 %		
・複合型サービス				
・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8. 3 %	4. 6 %		
・介護福祉施設サービス				
・地域密着型介護老人福祉施設	5. 9 %	3. 3 %		
・(介護予防) 短期入所生活介護				
・介護保健施設サービス				
・(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	2. 7 %	1. 5 %		
・介護療養施設サービス				
・(介護予防) 短期入所療養介護(病院等 (老健以外))	2. 0 %	1. 1 %		

### (2) 加算算定対象外サービス

サービス区分	加算率
・(介護予防) 訪問看護	
・(介護予防) 訪問リハビリテーション	
・(介護予防) 福祉用具貸与	
・特定(介護予防) 福祉用具販売	0 %
・(介護予防) 居宅療養管理指導	
・居宅介護支援	
・介護予防支援	

### (3) キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

区分	算定要件	要件適合状況 (○=適合、×=不適合)			加算額の算定方法
		バーン A	バーン B	バーン C	
I	キャリアパス要件 I	○			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算 I の加算率
	キャリアパス要件 II	○			
	職場環境等要件	○			
II	キャリアパス要件 I	○	×		地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算 II の加算率
	キャリアパス要件 II	×	○		
	職場環境等要件	○	○		
III	キャリアパス要件 I	○	×	×	地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算 II の加算率×0.9
	キャリアパス要件 II	×	○	×	
	職場環境等要件	×	×	○	
IV	キャリアパス要件 I	×			地域単価×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス区分別の加算 II の加算率×0.8
	キャリアパス要件 II	×			
	職場環境等要件	×			

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等は、診療の補助として喀痰吸引等の「医療的ケア」を行うことを業とすることが可能になりました。

## 1 介護職員等による喀痰吸引等

### (対象となる医療行為)

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

※実際に介護職員等が実施できるのは、県知事の認定を受けた上記行為の一部又は全部です。

### (平成27年4月現在、実施できる者)

医師の指示、看護師等との連携の下において、

- 介護職員等

(具体的には、一定の研修を修了し、県知事が認定したホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士、特別支援学校教員、経過措置対象者等)

### (実施される場所)

- 特別養護老人ホーム等の施設
- 在宅(訪問介護事業所等からの訪問)

} などの場において、県知事が「認定特定行為業務従事者」として認定した介護福祉士や介護職員等のいる登録特定行為事業者により行われる。

### 【たん吸引等に関するQ&A(その1)】

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員(ヘルパー等)は全てたん吸引等の研修(喀痰吸引研修)を受けて認定されなければならないのですか。

(A) すべての人が受ける必要はありません。ただし、現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。また、認定を受けていなければ、たんの吸引等が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 介護職員実務者研修等において、医療的ケアの科目を履修しましたが、「実地研修を除く」類型となっています。その場合、認定特定行為従事者となることはできますか。

(A) 介護職員実務者研修等(社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校)において医療的ケアの科目を履修した者であっても、実地研修を除く類型で履修を完了した場合、それだけでは認定特定行為業務従事者として認定を受けることや喀痰吸引等業務を行うことはできません。(介護職員実務者研修等実施機関ごとに実地研修を含む類型の受講が可能であるか否か異なりますので、確認することをお勧めします。)

その場合、改めて登録研修機関等により必要となる実地研修を履修したのち、認定特定行為業務従事者として認定を受けてください。

## 2 登録特定行為事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに県知事に申請し、登録を受けることが必要です。(全ての要件に適合している場合は登録)

### 【登録の要件】

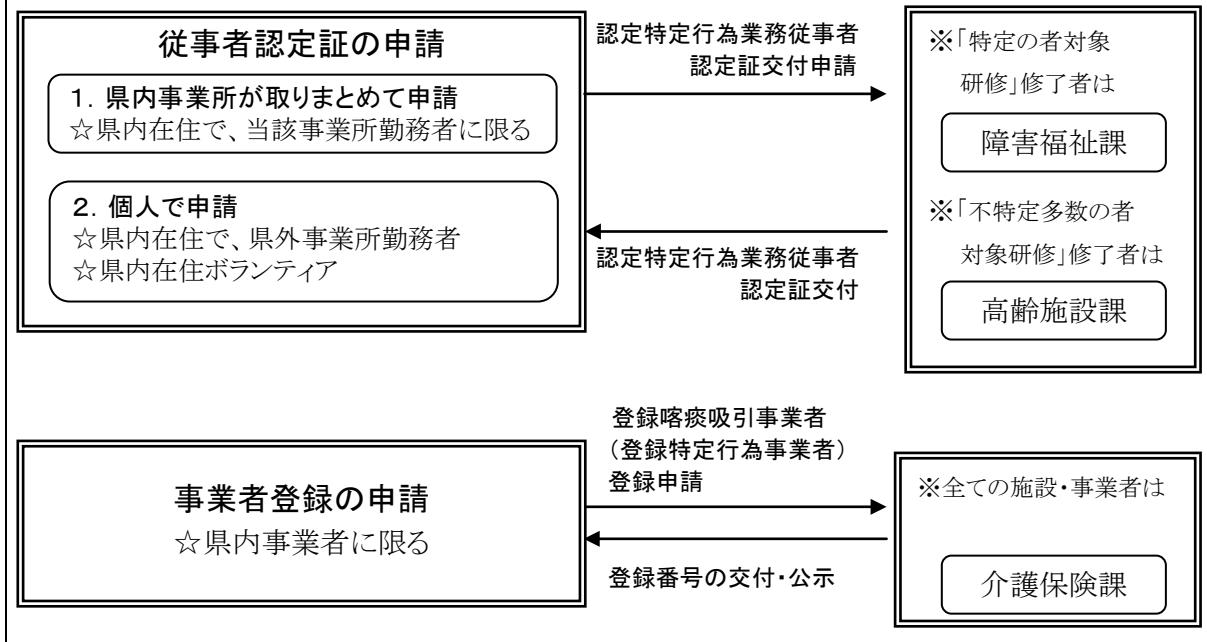
- ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
  - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
  - ☆具体的な要件については省令で定めている
- ※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備

### <対象となる施設・事業所等の例>

- 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)・特別支援学校
- ※ 医療機関は対象外です。

### <認定特定行為業務従事者の認定申請及び登録特定行為事業者の登録申請の流れ>

※平成27年度より申請窓口が変更になりました。ご注意ください。



### 【たん吸引等に関するQ&A(その2)】

- (Q) 事業所は全て登録事業者となる必要がありますか。
- (A) すべての事業所や施設が登録事業者となる必要はありません。ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

### 3 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関は県知事に申請し、登録を受けることが必要です。(全ての要件に適合している場合は登録)

#### 【登録の要件】

- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師等が講師として研修業務に従事(准看護師は対象外)していること。
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合していること
- ☆具体的な要件については省令で定めている

- 『喀痰吸引等研修』のカリキュラムは「講義+演習+実地研修」、類型は次の3種類です。
- ・第1号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)全てについて実地研修を修了する類型)
  - ・第2号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)のうち、任意の行為について実地研修を修了した場合、個別に認定特定行為業務従事者認定証の交付が受けられる類型)
  - ・第3号研修(特定の者対象、対象者(行為)ごとに実地研修について再受講が必要)
- (注)※登録事業者や養成施設も登録研修機関となることが可能です。  
※平成27年度から第2号研修については、気管カニューレ内部の喀痰吸引及び経鼻経管栄養を加え、各行為別に実地研修を修了できることになりました。

#### 【たん吸引等に関するQ & A(その3) 研修関係～特定の者対象(省令第3号研修)】

(Q) 特定の者を対象とする研修については、当初、対象となる者(行為)が存在することが前提となるのですか。

また、対象者が存在しない場合においても予め「喀痰吸引等研修の課程のうち、講義及び(評価を伴わない)シミュレーター演習」のみを受講しておいたのち、対象者に対し喀痰吸引等行為が必要である事態が生じた時点で現場演習及び実地研修を受講することは可能ですか。

(A) 登録研修機関(特定の者対象～省令第3号研修)において基本研修のうち、予め8時間の講義+(評価を伴わない5種類の)シミュレーター演習を受講することは可能です。

ただし、登録研修機関等においては、上記の取扱いを行う場合、次の条件が必要になります。

- ① 相当期間経過したのちの研修(現場演習+実地研修)受講となるが、研修初回であることから研修時の事故回避の観点からも簡易なシミュレーター等を用いての現場演習は必須であり、指導看護師から現場演習において一連の行為が問題なく行えると評価を受けたのち、対象者に対し直接行為を行う「実地研修」に移ること。
- ② ①の取扱いにより研修を実施する場合においても、初回受講については「講義+(評価を伴わない5種類の行為)シミュレータ演習」に加え、相当期間経過した後において「(特定の行為)の簡易なシミュレーター等を用いての評価を伴う現場演習+対象者に対する特定の行為を直接行う実地研修」までを当初受講した登録研修機関において責任を持って修了させることとする。(ただし現場演習+実地研修については受講生の所属する事業所等への委託も可能である。その場合、登録研修機関として実地研修先から研修実施責任者や指導責任者等を記した承諾書を得ておくことが必要)

③ なお、上記①、②の取扱いによらず、登録研修機関等において事故回避等の責任上、上記のカリキュラムの分離を認めない取扱いをすることを何ら妨げるものではないことを申し添える。

(Q) 特定の者対象(省令第3号)研修について当初全課程を修了した者が、新たな対象者や行為を行う場合の取扱いについて実地研修からの受講が必要であると承知していますが、現場演習の取扱いは具体的にはどのようになるのですか。

(A) 当初、特定の者対象(省令第3号)研修を全課程修了した者については、国の要綱上、実地研修からの受講が必要となるが、その際に現場演習を行ったうえで対象者に対し直接行為を行う実地研修に移ることは望ましいことといえます。

また、国研修実施要綱では、基本の研修カリキュラムを示していますが、全課程を受講した者であっても、登録研修機関等がその責任上、安全性を担保するうえで現場演習を実施すること及び評価を行うことを妨げるものではありません。

なお、受講生はそれぞれの研修実施先のカリキュラムが国の実施要綱に準拠していることを確認の上、各実地研修先に問い合わせ、受講先を選択することができます。

#### 【各種申請の様式・申請方法等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)  
－ライブラリ(書式／通知)  
－14. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養  
(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23>)

#### 4 咳痰吸引等研修支援事業について

- 県では、喀痰吸引等を要する対象者の増に対応するため、平成27年度より「喀痰吸引等研修事業」を実施することにより、医療的ケアを担う介護職員の養成に係る課題を解消し、研修の円滑な実施を図ることになりました。
- 指定都市、中核市を含む県全域を対象としています。
- 事業実施にかかる問い合わせ先

県介護保険課監査グループ(電話:045-210-4820)まで

##### 喀痰吸引等研修支援事業の内容

- (1) 実地研修先の確保

他法人の受講者の実地研修を受け入れた事業所・施設に対し、奨励金を支払います。

- (2) 医師・指導看護師の確保

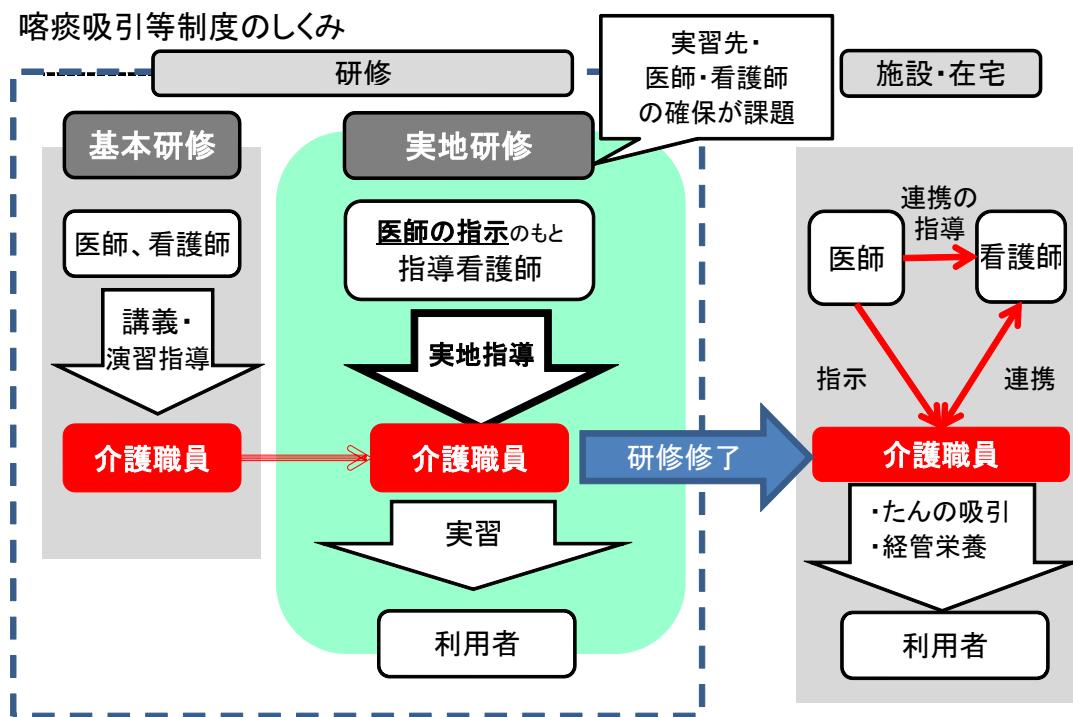
ア 実地研修で必要となる主治医の指示料を補填します。

イ 他法人の受講生を指導する指導看護師に対して、謝金を支給します。

- (3) 医師・看護師に対する研修の実施

- ア 医師に対して、制度の概要及び指示書の記載方法に関する研修を実施します。
- イ 看護師に対し、制度により介護職員等が実施可能となる行為や実地研修の評価手法等に関する研修を実施します。

<参考>



(県記者発表資料より抜粋)

## 高齢者虐待の未然防止と早期発見のために

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者(※1)に対する支援等に関する法律(以下、高齢者虐待防止法と表記。)」の第5条において、「養介護施設従事者等(※2)の方々は、高齢者(※3)虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。

※1 養護者：高齢者を現に介護する人であつて養介護施設従事者等以外の人

※2 養介護施設従事者等：「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する人

※3 高齢者：高齢者虐待防止法では65歳以上

### 1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では【高齢者】とは、65歳以上の者と定義されています。

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」、及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しています。

そして、高齢者虐待防止法では「養介護施設従事者等による虐待」を次の5つの行為の類型を持って「虐待」と定義しています。

#### (1) 身体的虐待

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」

#### (2) 介護・世話の放棄・放任

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」

#### (3) 心理的虐待

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」

#### (4) 性的虐待

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」

#### (5) 経済的虐待

「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」

**※身体拘束は介護保険指定基準において、原則禁止されています。緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は、すべて高齢者虐待に該当する行為と国基準で考えられています。**

### 2 養護者による高齢者虐待の早期発見

#### (1) 平成25年度の養護者による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談・通報件数	1,281件	25,310件
虐待と判断した件数	831件 (64.9%)	15,731件 (62.2%)

#### (2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計28,144人に対するものです。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者本人	当該市町村行政職員	警察	その他・不明
人数	10,605	1,412	1,321	1,252	2,603	3,245	457	2,096	3,488	1,665
割合	37.7%	5.0%	4.7%	4.4%	9.2%	11.5%	1.6%	7.4%	12.4%	5.9%

相談・通報者の37.7%が、介護支援専門員・介護保険事業所職員です。  
養護者による高齢者虐待の発見において重要な役割を果たしています。

### (3) 養護者による高齢者虐待の早期発見

#### ① 観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所の職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

#### ② 協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種が協力して、一人の高齢者を支えています。

虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催するなどして、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

#### ③ 養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています(第5条)。

また、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない(第7条第1項)。または虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならないとされています(第7条第2項)。

この場合、守秘義務違反にはなりません。(第7条第3項)

### (4) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法の第9条第2項により、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者を一時的に保護するため、老人福祉法第11条等の措置を、市町村は行います。ご協力をお願いします。

## 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

### (1) 平成25年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談通報件数	61件	962件
虐待と判断した件数	26件 (42.6%)	221件 (22.9%)

### (2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計1,154人に対するものです。

	本人による 届出	家族・ 親族	当該施設 職員	当該施設 元職員	医師等	介護支援 専門員	国民健康保 障団体連 合会	都道府県	警察	その他 ・不明
人数	24人	221人	403人	116人	15人	60人	3人	27人	16人	269人
割合	2.1%	19.2%	34.9%	10.1%	1.3%	5.2%	0.3%	2.3%	1.4%	23.3%

相談・通報者のうち、当該施設職員が34.9%、元職員が10.1%、合計45.0%です。  
養介護施設従事者による高齢者虐待の発見に重要な役割を果たしています

### (3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

#### ① 組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐に渡りますが、その原因を職員個人の問題とはせ

ず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。（「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41）

※「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について 平成22年9月30日老推発第0930第1号」では、以下の行為も高齢者虐待に該当するとされています。

- ・入所者を車いすやベッド等から移動させる際に必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

## ②通報等による不利益取り扱いの禁止

### ア 通報義務

高齢者虐待防止法において通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

### イ 守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません（第21条第6項）。

### ウ 公益通報者保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています（第21条第7項）。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

## （4）高齢者の権利擁護に関する研修プログラムの紹介

県では平成21年に「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」を作成し、施設内での研修などにもご活用いただいておりますが、昨年10月、新たに、この手引きの内容をパワーポイントで学べる研修プログラムを作成しました。

施設従事者向けに行う研修を想定しており、講義とグループワークを組み合わせた構成になっており、施設内研修にも活用いただけます。

ぜひ、ご利用ください。

県のホームページにはアップされていませんので、ご希望があれば、電子ファイルを送付いたします。下記のアドレスまでお問合せください。

神奈川県高齢社会課高齢福祉グループ

anshinkaigo@pref.kanagawa.jp

## 4 神奈川県内の高齢者虐待相談・通報窓口

- 「県内市町村窓口一覧」を次ページと下記のアドレスで紹介しています。
- 「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」も同アドレスでご覧いただけます。

未然防止の体制づくりに役立ちます。

事後対応や再発防止についても紹介しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3673/>

## (参考資料)高齢者虐待相談・通報窓口（各市町村の高齢者虐待相談窓口）

## ○各市町村の高齢者虐待相談窓口

市町村名	窓口担当課		電話	FAX
横浜市	養護者	鶴見区	高齢者支援担当	045-510-1775
		神奈川区	高齢者支援担当	045-411-7110
		西区	高齢担当	045-320-8410
		中区	高齢・障害支援課	045-224-8167～8169
		南区	高齢・障害支援課	045-743-8224
		港南区	高齢者支援担当	045-847-8415
		保土ヶ谷区	高齢担当	045-334-6328
		旭区	高齢者支援担当	045-954-6125
		磯子区	高齢・障害支援課	045-750-2417～2419
		金沢区	高齢者支援担当	045-788-7777
		港北区	高齢者支援担当	045-540-2327
		緑区	高齢者支援担当	045-930-2311
		青葉区	高齢者支援担当	045-978-2449
		都筑区	高齢支援担当	045-948-2306
		戸塚区	高齢者支援担当	045-866-8439
		栄区	高齢者支援担当	045-894-8415
		泉区	高齢事業担当	045-800-2434
		瀬谷区	福祉保健相談係	045-367-5731
	在宅サービス	健康福祉局介護事業指導課		045-671-2356
	施設サービス	健康福祉局高齢施設課		045-671-3923
川崎市	養護者	川崎区	高齢者支援係	044-201-3080
		大師支所	高齢者支援担当	044-271-0157
		田島支所	高齢者支援担当	044-322-1986
		幸区	高齢者支援係	044-556-6619
		中原区	高齢者支援係	044-744-3217
		高津区	高齢者支援係	044-861-3255
		宮前区	高齢者支援係	044-856-3242
		多摩区	高齢者支援係	044-935-3266
		麻生区	高齢者支援係	044-965-5148
	施設	健康福祉局高齢者事業推進課		044-200-2910
相模原市	養護者・施設	緑高齢者相談課		042-775-8812
		中央高齢者相談課		042-769-8349
		南高齢者相談課		042-701-7704
		城山保健福祉課		042-783-8120
		津久井保健福祉課		042-780-1408
		相模湖保健福祉課		042-684-3215
		藤野保健福祉課		042-687-5511
		高齢政策課		042-707-7046
		高齢者支援課		042-769-9231
		高齢者虐待防止センター		046-822-4370
横須賀市	養護者・施設	保健福祉局高齢社会課		046-827-3398

市町村名		窓口担当課	電話	FAX
平塚市	養護者・施設	高齢福祉課	0463-21-8778	0463-21-9616
	養護者	高齢者いきいき課いきいき福祉担当	0467-61-3899	0467-23-7505
鎌倉市	施設	高齢者いきいき課介護保険担当	0467-61-3947	
藤沢市	養護者・施設	高齢者支援課	0466-50-3571	0466-50-8415
小田原市	養護者・施設	高齢福祉課	0465-33-1864	0465-33-1838
茅ヶ崎市	養護者・施設	高齢福祉介護課	0467-82-1111	0467-82-1435
逗子市	養護者・施設	介護保険課	046-873-1111	046-873-4520
		(虐待相談電話)	046-873-5546	046-873-5546
三浦市	養護者・施設	高齢介護課	046-882-1111	046-882-2836
秦野市	養護者・施設	高齢介護課	0463-82-5111	0463-84-0137
厚木市	養護者	高齢福祉課	046-225-2220	046-221-1640
	施設	介護保険課	046-225-2240	046-224-4599
大和市	養護者	高齢福祉課	046-260-5613	046-262-0999
	施設	介護保険課	046-260-5170	046-260-5158
伊勢原市	養護者・施設	介護高齢福祉課	0463-94-4711	0463-94-2245
海老名市	養護者・施設	高齢介護課	046-231-2111	046-231-0513
座間市	養護者・施設	介護保険課	046-252-7084	046-252-8238
南足柄市	養護者・施設	高齢介護課	0465-73-8057	0465-74-0545
		南足柄市地域包括支援センター	0465-74-3196	0465-74-6383
	夜間	夜間は市役所代表	0465-74-2111	
綾瀬市	養護者・施設	高齢介護課	0467-70-5633	0467-70-5702
葉山町	養護者・施設	福祉課	046-876-1111	046-876-1717
寒川町	養護者・施設	高齢介護課	0467-74-1111	0467-74-5613
大磯町	養護者・施設	福祉課	0463-61-4100	0463-61-6002
二宮町	養護者・施設	高齢障がい課	0463-71-3311	0463-73-0134
中井町	養護者・施設	健康課	0465-81-5546	0465-81-5657
大井町	養護者・施設	介護福祉課	0465-83-8011	0465-83-8016
		(大井町地域包括支援センター)		
松田町	養護者・施設	健康福祉課	0465-83-1226	0465-83-1229
	養護者	松田町地域包括支援センター	0465-83-1191	0465-83-1229
山北町	養護者・施設	福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171
開成町	施設	保険健康課	0465-84-0320	0465-85-3433
	養護者	福祉課	0465-84-0316	0465-85-3433
箱根町	養護者・施設	健康福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124
		箱根町地域包括支援センター	0460-85-3002	0460-85-3003
真鶴町	養護者・施設	健康福祉課	0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町	養護者・施設	介護課	0465-63-2111	0465-63-2384
愛川町	養護者・施設	高齢介護課	046-285-2111	046-285-6010
清川村	養護者・施設	保健福祉課	046-288-3861	046-288-2025

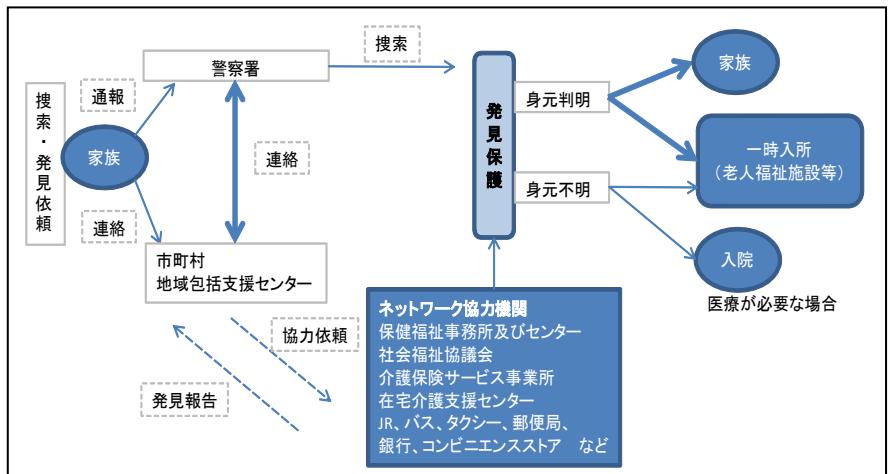
## ○神奈川県

神奈川県		保健福祉局福祉部高齢社会課	045-210-1111	045-210-8874
------	--	---------------	--------------	--------------

## 1 徘徊高齢者 SOS ネットワークについて

認知症等で徘徊する方の捜索について警察と連携し、地域の方や関係機関の協力を得て、一刻も早く発見して家族の元へ帰すこと、また、保護された高齢者の身元がわかるまで安心して過せるように一時的に施設でお預かりするシステムです。

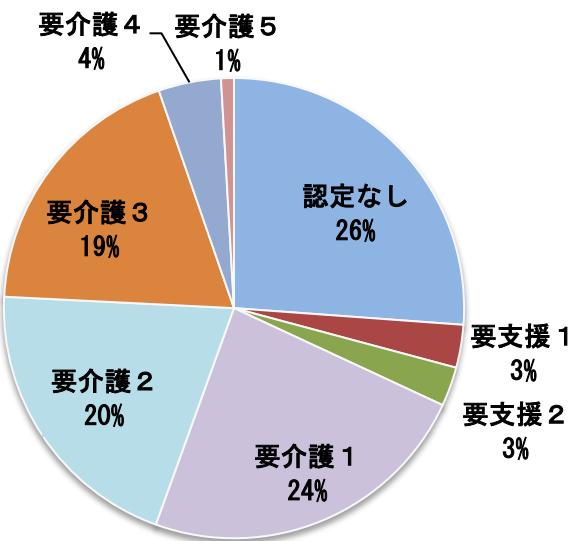
県内全域に徘徊 SOS ネットワークがあり、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護保険事業所、公共交通機関、タクシー会社、郵便局、銀行、コンビニエンスストア、などが協力機関となっています。



## 2 事前登録について

あらかじめ、徘徊の心配がある方は、各市町村の窓口へ事前に登録をしておくことで、地域ネットワーク、警察やその他関係機関と共有され、早期発見につながります。

行方不明者の要介護度別内訳



平成 26 年9月に厚生労働省が発表した「行方不明になった認知症の人等に関する調査結果」によると、行方不明者の要介護度別内訳は、「認定なし」が 26%と最も多く、次いで「要介護1」が 24%、「要介護 2」が 20%、となっています。すなわち、必ずしも徘徊が起こるのは、認知症が進行してからではなく、徘徊が起ったことにより、認知症が発覚したというケースもあるということです。

また、徘徊がなくても、早めに事前登録をしておくことで、万が一に備えることができます。

その他、衣服や杖などの持ち物には、ご本人のお名前を記入しておくと、保護された際、早期の身元判明の手がかりとなります。

(厚生労働省「行方不明になった認知症の人等に関する調査結果(H26.9 公表)」より 高齢社会課作成)

事前登録は、各市町村にある徘徊高齢者 SOS ネットワークの窓口で行い、高齢者の名前や連絡先、体の特徴等を登録します。また、お顔のはつきりわかる写真があると、捜索する際の有効な手がかりとなります。

<神奈川県徘徊高齢者 SOS ネットワークホームページ>

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p711536.html>

### 【問い合わせ先】

神奈川県保健福祉局 高齢社会課 高齢福祉グループ 電話045(210)4846

急速に高齢化が進む中で、ますます介護ニーズが増加する一方、介護従事者的人材確保が厳しい状況にあります。

そこで、神奈川県では、介護従事者がやりがいと誇りをもって仕事ができるよう、介護従事者への社会的な評価の向上を目指し、介護の仕事の素晴らしさをアピールするため、神奈川発の「かながわ感動介護大賞～ありがとうを届けたい～」を平成24年度に創設しました。

こうした取組みを多くの人々に知っていただき、ご理解をいただくことが効果的でありますので、次の取組みを行っています。

### 1 かながわ感動介護大賞

介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソード（感動介護エピソード）を募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護従事者や施設等を表彰します。

○ 今後のスケジュール（詳細は、順次お知らせします）

- ・ 8月 第4回感動介護エピソード、ありがとう感動事例の応募締切り  
(感動介護エピソード、ありがとう感動事例は随時募集中です。)
- ・ 9月中 感動介護大賞の選考
- ・ 11月11日 感動介護大賞表彰式典等
- ・ 12月以降 感動介護エピソード作品集の配布

○ 表彰式典

日時 平成27年11月11日（水）「介護の日」午後1時より（予定）

場所 未定

内容 かながわ感動介護大賞表彰等

### 2 ありがとうカードの普及

介護を受けた高齢者や家族等が、介護従事者への感謝の気持ちを、ありがとうカードにより、形（かたち）あるものとして伝える運動を広めます。

また、一定枚数を受領した介護従事者にサンクスバッジ（通称「金太郎バッジ」）等を贈呈します。

### 3 フェイスブックの新設

かながわ感動介護大賞を通して「介護の素晴らしさ」を様々な角度から多方面に発信していくことを目的に作成します。

**【問い合わせ先】**

かながわ感動介護大賞実行委員会事務局

神奈川県保健福祉局 高齢社会課感動介護大賞担当 電話 045(210)4835

## ● 認知症予防に向けた取組み

神奈川県では認知症予防に向けた取組みとして、「コグニサイズ」を全県に普及・展開しています。

「コグニサイズ」とは脳とからだの機能を効果的に向上させることをねらいとしたものです。例えば、計算（数字の逆唱や連続して7ずつ引く計算など）を行いながらステップ運動を行うことや、2人1組で、速度を保つつゝ会話をしながら歩くなど、運動と認知トレーニングを組み合わせた運動方法です。

是非、事業所のプログラムの参考にしてください。

認知症予防に向けた運動 コグニサイズ（国立長寿医療研究センターホームページ）

[http://www.ncgg.go.jp/department/cre/download/koguni\\_saisyuu.pdf](http://www.ncgg.go.jp/department/cre/download/koguni_saisyuu.pdf)

※このコグニサイズを指導できる方を養成する研修を実施します。

詳細は、「介護情報サービスかながわ」でお知らせします。

**【問い合わせ先】**

神奈川県保健福祉局 高齢社会課 企画グループ 電話 045(210)4835

※ 政令指定都市・中核市に所在する事業所については、当該市役所が所管します。  
 (「地域密着型サービス」、「基準該当サービス」も当該市役所が所管します。)

## 1 新規指定・指定更新・加算・変更・廃止・休止届の所管

	所管課・担当サービス
神奈川県	介護保険課 在宅サービスグループ 電話045-210-1111 内線4840～4844 (居宅系サービス・介護予防サービス・居宅介護支援)
	高齢施設課 福祉施設グループ 電話045-210-1111 内線4851～4854 (介護老人福祉施設・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)
	高齢施設課 保健・居住施設グループ電話045-210-1111 内線4856～4859 (介護老人保健施設・特定施設入居者生活介護・介護療養型医療施設)

## 2 指導の所管

(平成26年4月1日から変更となりました。再確認をお願いします。)

事業所の所在地	所管する所属
平塚市、秦野市、伊勢原市、 大磯町、二宮町	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0463-32-0130(代)
鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0467-24-3900(代)
小田原市、箱根町、真鶴町、 湯河原町	神奈川県小田原保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0465-32-8000(代)
南足柄市、中井町、大井町、 松田町、山北町、開成町	神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター 保健福祉課 電話0465-83-5111(代)
藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町	神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所 保健福祉課 電話 0467-85-1171(代)
厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、 清川村	神奈川県厚木保健福祉事務所 保健福祉課 電話046-224-1111(代)

※ 上記については、介護保険法第24条に基づく指導であるが、同法第23条に基づく指導については、各市町村が権限を有する。

## 3 監査の所管

事業所の所在地	所管する所属
指定都市・中核市 以外の市町村	神奈川県 介護保険課 監査グループ 電話045-210-1111 内線4820～4822

生活保護法の一部を改正する法律(以下「法」という。)が、平成26年7月1日に施行され、生活保護法指定介護機関制度についても改正されましたので、次のとおり概要をお知らせします。

### (1) 介護保険法の指定又は開設許可があったときの指定介護機関のみなし指定

ア 介護保険法の指定又は許可があったときは、その介護機関は、法第54条の2第1項の指定(以下「介護保険法によるみなし指定」という。)を受けたものとみなされます。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りではありません。(法第54条の2第2項関係)

イ 法第54条の2第2項の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされた指定介護機関が、介護保険法の規定による事業の廃止があったとき、指定の取消しがあったとき、又は指定の効力が失われたときは、その効力を失うこととなります。(法第54条の2第3項関係)

#### 留意事項

■ 旧法(平成26年6月30日廃止)により指定された生活保護法指定介護機関について

法施行日(平成26年7月1日)において、法第54条の2第1項の規定による指定を受けたものとみなされます。ただし、法第54条の2第2項の規定による指定を受けたものではないため、上記(1)のイの規定は適用されません。このため、届出事項に変更等があった場合の他、廃止等の届出も現行どおり必要です。

■ 介護保険法で平成26年6月30日以前に指定されているものの、生活保護法での指定を受けていない場合

○ 介護保険法によるみなし指定の対象とはなりません。生活保護法での指定を受ける場合は、生活援護課生活保護グループに別途申請が必要です。(現状どおり)

※法の規定による指定は、更新制ではありません。(6年毎の更新手続きは不要です)

### (2) 指定介護機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

#### ア 指定の要件

法第54条の2第4項で読み替えて準用する第49条の2第2項の第1号を除く各号(欠格事由)のいずれかに該当するときは、指定介護機関の指定をしません。また、同条第3項各号(指定除外要件)のいずれかに該当するときは、知事は指定介護機関の指定をしないことができます。

(欠格事由の例)

- 申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 申請者又は管理者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- 申請者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知があつた日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(指定除外要件の例)

- 被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

#### イ 指定の取消要件

指定介護機関が、法第54条の2第4項で読み替えて準用する第51条第2項各号のいずれかに該当するときは、知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

(取消要件の例)

- 指定介護機関の申請者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 指定介護機関の介護報酬の請求に関し不正があつたとき。
- 指定介護機関が、不正の手段により指定介護機関の指定を受けたとき。

## 40歳以上65歳未満の被保険者以外の生活保護受給者への介護サービスについて

40歳以上65歳未満の介護保険被保険者以外の生活保護受給者への介護サービス提供については、障害福祉サービス優先活用の原則がありますので、居宅サービス計画作成にあたり十分留意してください。

### 【他法他施策(障害福祉サービス)優先の原則】

生活保護受給者は、国民健康保険に加入できないため、40歳以上65歳未満の生活保護受給者は社会保険加入者及び被扶養者を除き医療保険未加入者であり、介護保険の被保険者となりません。

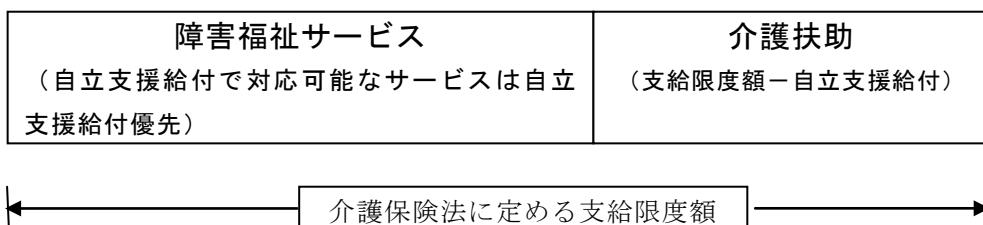
介護保険被保険者以外の40歳以上65歳未満の生活保護受給者で介護保険法施行例第2条各号の特定疾病により要介護状態等にある者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付等の障害福祉サービスが、生活保護法による介護扶助に優先されるため、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図ったうえで、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、要介護状態に応じ介護扶助を受けることとなります。

### ○生活保護法による介護扶助の適用が可能な場合(40歳以上65歳未満の被保険者以外の者)

- (1) 給付を受けられる最大限まで障害者施策を活用しても、要保護者が必要とするサービス量のすべてを賄うことができないために、同内容の介護サービスにより、その不足分を補う場合
- (2) 障害者施策のうち活用できる全ての種類のサービスについて最大限(本人が必要とする水準まで)活用している場合において、障害者施策では提供されない内容の介護サービスを利用する場合

### 【介護扶助の給付限度額】

被保険者以外の者の介護扶助(居宅介護及び介護予防)の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額となります。

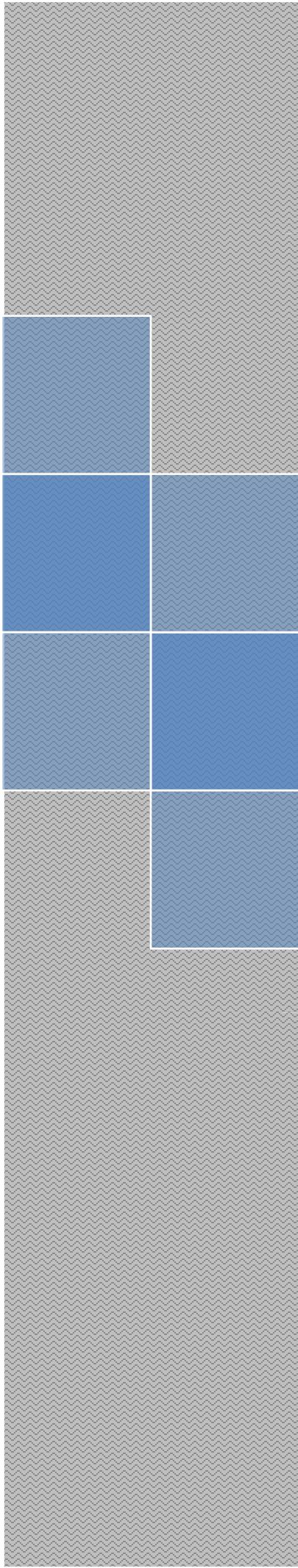


ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場合で、介護扶助の支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス(自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス(訪問看護等)を確保できないと認められるときは、例外的に、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限度のサービス給付を行うことは差し支えないこととされています。

なお、自立支援給付を受けるためには障害者手帳の取得が必要となることから、福祉事務所では被保険者以外の生活保護受給者が障害者手帳を取得していない場合は、まず手帳取得の可否の判断を行い、障害者手帳の取得が可能であれば、自立支援給付の優先適用について検討していくこととなっています。居宅サービス計画作成にあたり福祉事務所と十分に連携をはかってください。

### 生活保護法に関する問い合わせ先

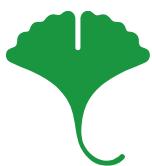
生活援護課生活保護グループ (045) 210-1111(代) 内4916



# 平成 27 年度 集団指導講習会 資料

## 訪問リハビリテーション/ 介護予防訪問リハビリテーション

実際の事業所運営に当たっては、  
「運営の手引き」を参照してください。



## 2 訪問リハビリテーション

I 介護報酬算定上の留意点について	P52
(1) 居宅でのサービス提供	P52
(2) 通院が困難な利用者	P52
(3) 算定上のルール	P52
(4) 特別の指示（特別指示書の交付）があった場合	P53
(5) サービス提供にあたっての留意事項	P53
(6) 短期集中リハビリテーション実施加算	P53
(7) リハビリテーションマネジメント加算	P53
(8) 社会参加支援加算	P55
(9) サービス提供体制強化加算	P57
(10) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	P57
(11) 集合住宅に居住する利用者に対する減算	P57
(12) 他のサービスとの関係	P58
II 基準条例の制定について	P58
III 運営基準について	P59
(1) 内容及び手続の説明及び同意	P59
(2) 提供拒否の禁止	P60
(3) サービス提供困難時の対応	P60
(4) 受給資格等の確認	P60
(5) 要介護認定の申請に係る援助	P60
(6) 心身の状況等の把握	P60
(7) 居宅介護支援事業者等との連携	P60
(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	P61
(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	P61
(10) 居宅サービス計画等の変更の援助	P61
(11) 身分を証する書類の携行	P61
(12) サービスの提供の記録	P61
(13) 利用料等の受領	P61
(14) 保険給付の請求のための証明書の交付	P62
(15) 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針	P62

(16) 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	P62
(17) 訪問リハビリテーション計画の作成	P63
(18) 利用者に関する市町村への通知	P64
(19) 管理者の責務	P64
(20) 運営規程	P64
(21) 勤務体制の確保等	P64
(22) 衛生管理等	P64
(23) 揭示	P64
(24) 秘密保持等	P65
(25) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	P65
(26) 苦情処理	P65
(27) 市町村が実施する事業への協力	P65
(28) 事故発生時の対応	P66
(29) 会計の区分	P66
(30) 記録の整備	P66
IV 人員基準、設備基準について	P66
● 個人情報保護について	P67

# I 介護報酬算定上の留意点について

## (1) 居宅でのサービス提供 〈厚告19別表4イ注1〉

訪問リハビリテーションは利用者の居宅において行われるもので、利用者の居宅以外で提供したサービスについて介護報酬を算定することはできません。

### 【指導事例】

- 介護保険施設等に入所（院）中の入所（院）者に訪問リハビリテーションを行っていた。

## (2) 通院が困難な利用者 〈厚告19別表4イ注1、老企36第二5（3）〉

訪問リハビリテーション費は、「通院が困難な利用者」に対して給付することとされていますが、通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた訪問リハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は訪問リハビリテーション費を算定することができます。

## (3) 算定上のルール 〈厚告19別表4イ注1、老企36第二5（1）〉

- ・次の②又は③の期間に訪問している場合にのみ訪問リハビリテーション費を算定します。
  - ① 計画的な医学的管理を行っている医師（訪問リハビリテーション事業所の医師）の指示の下実施
  - ② 計画的な医学的管理を行っている医師の診療の日から3月以内
  - ③ 別の医療機関の計画的な医学的管理を行っている医師から情報提供（リハビリテーションの指示）を受けて、訪問リハビリテーションを実施する場合には、診療情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から3月以内
- ※③の場合、少なくとも3月に1回は、訪問リハビリテーション事業所は当該情報提供を行った医師に対して訪問リハビリテーション計画について医師による情報提供を行います。
- ・1回当たり20分以上訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ・訪問リハビリテーション費は1週に6回を限度として算定します。
- ・当該リハビリテーションに係る疾患等について、医療保険における疾患別リハビリテーションを行った後、介護保険における訪問リハビリテーションに移行した日以降は、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できません。
- ※手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合は、新たに医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定可能です。また、医療保険における疾患別リハビリテーションを終了する前の2月間に限り併用が可能です。ただし、この場合においても、同一日に算定することはできません。（「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関する事項等について」の一部改正について第4-10）

◎医療保険と介護保険のリハビリテーションにおける給付調整の詳細については、

介護情報サービスかながわ（<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>）－ライブラリ（書式／通知）  
－5．国・県の通知－「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項等について」の一部改正

### 【指導事例】

- 医師の診療の日から3月を超過しているにも関わらず訪問リハビリテーション費を算定していた。
- 別の医療機関の医師の指示（書）の下、訪問リハビリテーションを行っていた。
- 医療保険のリハビリテーションと訪問リハビリテーションを併用していた。
- 1回当たり20分以上のサービスを行っていないにも関わらず、訪問リハビリテーション費を算定していた。

#### (4) 特別の指示（特別指示書の交付）があった場合〈厚告19別表4イ注6、老企36第二5（7）〉

利用者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、診療に基づき、利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要を認め、計画的な医学的管理の下に、在宅で療養を行っている利用者であって通院が困難なものに対して、訪問リハビリテーションを行う旨の指示を行った場合、**その特別の指示の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるため、訪問リハビリテーション費は算定しません。**

#### (5) サービス提供にあたっての留意事項 〈老企36第二5（10）〉

- ・医師は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して行った指示内容の要点を診療録に記入します。
- ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画書に基づき提供した具体的なサービスの内容等及び指導に要した時間を記録にとどめておきます。なお、当該記載については、医療保険の診療録に記載することとしてもよいですが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにします。
- ・リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容、担当者、**加算の算定に当たって根拠となった書類等**）は利用者ごとに保管され、常に当該事業所のリハビリテーション従事者により閲覧が可能であるようにします。

#### (6) 短期集中リハビリテーション実施加算 〈厚告19別表4イ注4、老企36第二5（5）〉

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の治療のために入院もしくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた者である場合に限る。以下「認定日」という。）から起算して**3月以内の期間に**、リハビリテーションを集中的に行つた場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

##### ◎ 厚生労働大臣が定める基準

訪問リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（I）又は（II）を算定していること。

##### ＜留意事項＞

- ① 短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、利用者の状態に応じて、基本的動作能力（起居、歩行、発話等を行う能力をいう。以下同じ。）及び応用的動作能力（運搬、トイレ、掃除、洗濯、コミュニケーション等を行うに当たり基本的動作を組み合わせて行う能力をいう。以下同じ。）を向上させ、心身機能の回復するための集中的なリハビリテーションを実施するものであること。
- ② 「リハビリテーションを集中的に行つた場合」とは、退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2回以上、1回当たり20分以上実施するものでなければならない。
- ③ 本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえたリハビリテーションを実施するよう留意すること。

#### (7) リハビリテーションマネジメント加算 〈厚告19別表4イ注5、老企36第二5（6）〉

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| イ リハビリテーションマネジメント加算（I）  | 60単位／1月につき  |
| ロ リハビリテーションマネジメント加算（II） | 150単位／1月につき |

## ◎ 厚生労働大臣が定める基準

イ リハビリテーションマネジメント加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

ロ リハビリテーションマネジメント加算（II） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) リハビリテーション会議(11 ページ参照)を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。
- (2) 訪問リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (3) 三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。
- (4) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
- (5) 以下のいずれかに適合すること。
  - (一) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置づけた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
  - (二) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
- (6) (1) から (5) までに適合することを確認し、記録すること。

## <留意事項>

①リハビリテーションマネジメント加算は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として実施されるものであり、リハビリテーションの質の向上を図るために、利用者の状態や生活環境等を踏まえた(Survey)、多職種協働による訪問リハビリテーション計画の作成(Plan)、当該計画に基づく状態や生活環境等を踏まえた適切なリハビリテーションの提供(Do)、当該提供内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該計画の見直し等(Action)といったサイクル(以下「SPDCA」という。)の構築を通じて、継続的にリハビリテーションの質の管理を行った場合に加算するものである。

②「リハビリテーションの質の管理」とは、生活機能の維持又は向上を目指すに当たって、心身機能、個人として行うADLやIADLといった活動をするための機能、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等といった参加をするための機能について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを管理することをいう。

③大臣基準告示第12号イ(1)の「定期的に」とは、初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくりハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行うものであること。

## ●国Q&A【平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)】

(問84) リハビリテーションマネジメント加算(II)の算定要件について、「リハビリテーション計画について、医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること」とあるが、当該説明等は利用者又は家族に対して、電話等による説明でもよいのか。

(答) 利用者又はその家族に対しては、原則面接により直接説明することが望ましいが、遠方に住む等のやむを得ない理由で直接説明できない場合は、電話等による説明でもよい。  
ただし、利用者に対する同意については、書面等で直接行うこと。

- (問 85) リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）の算定要件について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その他指定居宅サービス従業者あるいは利用者の家族に対し指導や助言することとなっているが、その訪問頻度はどの程度か。
- (答) 訪問頻度については、利用者の状態等に応じて、通所リハビリテーション計画に基づき適時適切に実施すること。
- (問 87) 一事業所が、利用者によってリハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を取得するということは可能か。
- (答) 利用者の状態に応じて、一事業所の利用者ごとにリハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を取得することは可能である。
- (問 88) 訪問リハビリテーションでリハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）を算定する場合、リハビリテーション会議の実施場所はどこになるのか。
- (答) 訪問リハビリテーションの場合は、指示を出した医師と居宅を訪問し、居宅で実施する又は利用者が医療機関を受診した際の診察の場面で実施することが考えられる。

◎リハビリテーションマネジメント加算、社会参加支援加算の基本的な考え方とリハビリテーション計画等の事務処理手順・様式例については、[介護情報サービスかながわ \(http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/\)](http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/) – ライブドア（書式／通知） – 3. 加算届 – 5. 訪問リハビリテーション – 6. リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について

#### **(8) 社会参加支援加算 ※28年度から取得可能です。 <厚告19別表4口注、老企36第二5(8)>**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として評価対象期間※の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき17単位を加算します。

※評価対象期間：当該加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間

例) 平成29年度に算定する場合 ⇒ 平成28年1月～12月

例外) 平成28年度に算定する場合 ⇒ 平成27年4月～12月

##### **◎ 厚生労働大臣が定める基準**

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。

$$\frac{\text{社会参加に資する取組等を実施した実人数}}{\text{評価対象期間中にサービスの提供を終了した実人数}} > 5\%$$

(2) 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者に対して、その居宅を訪問すること又は介護支援専門員から居宅サービス計画に関する情報提供を受けることにより、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

ロ 12月を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25以上であること。

$$\frac{12\text{月}}{\text{平均利用月数}} \geq 25\%$$

$$\text{※平均利用月数} = \frac{\text{評価対象期間の利用延月数}}{\text{評価対象期間の（新規開始者数+新規終了者数）} \div 2}$$

## ＜留意事項＞

- ① 社会参加支援加算におけるリハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、指定通所介護等に移行させるものであること。
- ② 「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院や介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問サービス事業等は含まれず、算定対象とならないこと。
- ③ 厚生労働大臣が定める基準第13号イ(1)の基準において、指定通所介護等を実施した者の占める割合及び基準第13号ロにおいて、12月を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除しで得た数については、小数点第3位以下は切り上げること。
- ④ 平均利用月数については、以下の式により計算すること。
  - イ (i) に掲げる数 ÷ (ii) に掲げる数
    - (i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計
    - (ii) (当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計  
+当該事業所における評価対象期間の新規終了者数の合計) ÷ 2
  - ロ イ (i) における利用者には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了したもの又は死亡した者を含むものである。
  - ハ イ (i) における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した月数の合計をいう。
  - ニ イ (ii) における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する訪問リハビリテーションを利用した者の数をいう。また、当該事業所の利用を終了後、12月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取り扱うこと。
  - ホ イ (ii) における新規終了者数とは、評価対象期間に当該事業所の提供する訪問リハビリテーションの利用を終了した者の数をいう。
- ⑤ 「3月以上継続する見込みであること」の確認に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション終了者の居宅を訪問し、訪問リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了したときと比較して、ADL及びIADLが維持又は改善していることを確認すること。
- ⑥ 「3月以上継続する見込みであること」の確認に当たって得られた情報については、訪問リハビリテーション計画等に記録すること。

### ●国Q & A 【平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日）】

- (問89) 社会参加支援加算について、既に訪問（通所）リハビリテーションと通所介護を併用している利用者が、訪問（通所）リハビリテーションを終了し、通所介護はそのまま継続となった場合、「終了した後通所事業を実施した者」として取り扱うことができるか。
- (答) 貴見のとおりである。
- (問90) 社会参加支援加算は事業所の取り組んだ内容を評価する加算であるが、同一事業所において、当該加算を取得する利用者と取得しない利用者がいることは可能か。
- (答) 同一事業所において、加算を取得する利用者と取得しない利用者がいることはできない。
- (問91) 社会参加支援加算は、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）イ(2)に規定される要件は遡って行うことができないことから、平成27年1月から3月までについての経過措置がなければ、平成28年度からの取得できないのではないか。また、平成27年度から算定可能であるか。それとも、イ(2)の実施は平成27年4月からとし、平成26年1月から12月において、イ(1)及びロの割合を満たしていれば、平成27年度から算定可能であるか。
- (答) 平成27年度からの取得はできない。また、平成28年度からの取得に当たって、その評価対象期間には、平成27年1月から3月については、算定対象者がいないものとし、同年4月から12月の状況をもって、翌年の3月15日までに届出を行い、平成28年度から取得する。

(問 92) 利用者が訪問リハビリテーションから通所リハビリテーションへ移行して、通所リハビリテーション利用開始後 2 月で通所介護に移行した場合、訪問リハビリテーションの社会参加支援加算の算定要件を満たしたこととなるか。

(答) 貴見のとおりである。

(問 93) 入浴等の ADL の自立を目的に、訪問リハビリテーションと訪問介護（看護）を併用していたが、ある程度入浴が 1 人でできるようになったため、訪問リハビリテーションを終了し、訪問介護の入浴の準備と見守りの支援だけでよいとなった場合、社会参加支援加算が算定できるのか。

(答) 訪問介護、訪問看護の利用の有無にかかわらず、社会参加等に資する取組を実施していれば、社会参加支援加算の対象となる。

#### **(9) サービス提供体制強化加算 <厚告 19別表4ハ注、老企36第二5(9)>**

指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数 3 年以上の者がいる事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1 回につき 6 単位を算定可能です。

##### **【ポイント】**

- ・勤続年数は、各月の前月の末日時点における勤続年数をいいます。具体的には、平成 27 年 4 月における勤続年数 3 年以上の者とは、平成 27 年 3 月 31 日時点で勤続年数が 3 年以上である者をいいます。
- ・勤続年数の算出に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数を通算することができます。例えば、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。

#### **(10) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 <厚告 19別表4イ注3、老企36第二5(4)>**

指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

##### **【ポイント】**

- ・神奈川県内の該当地域は次のとおりです。  
山北町、湯河原町、清川村、相模原市緑区（旧津久井町、旧藤野町）、  
南足柄市（旧北足柄村=内山、矢倉沢）、大井町（旧相和村=赤田、高尾、柳、篠窪）、  
松田町（旧寄村、旧松田町=松田町全域）
- ・当該加算を算定する利用者については、指定居宅サービス基準第 78 条第 3 項及び指定介護予防サービス基準第 81 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできません。

#### **(11) 集合住宅に居住する利用者に対する減算 <厚告 19別表4イ注2、老企36第二5(2)>**

訪問リハビリテーション事業所（以下この項目内で「事業所」といいます。）と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、若しくは同一の建物に居住する利用者又は当該事業所における 1 月あたりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は所定単位数の 90 / 100 に相当する単位数を算定します。

##### **①建物の定義**

減算対象となる建物については以下の通りです。

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム（未届であっても実態が備わっていれば減算の対象となります）
- ・サービス付き高齢者向け住宅

上記以外の建物、例えば一般住宅については減算の対象外です。

## ②同一の敷地若しくは隣接する敷地内の建物の定義

事業所と構造上又は外形上、一体的な建物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と有料老人ホーム等が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。

ただし、当該減算は事業所と訪問先の位置関係により効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であるため、隣接していても横断に迂回が必要な道路や河川などに隔てられている場合等サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。

## ③同一の建物に20人以上居住する建物の定義

②に該当する範囲以外の建物で、当該建物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数の合算はしません。

利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物居住する利用者数の合計を、当該月の日数で除して得た数（小数点以下切り捨て）とします。

### ◆減算対象となる事例

- ・事業所とサ高住が同一建物に併設してある場合
- ・事業所と有料老人ホームが隣接する敷地に併設してある場合
- ・事業所とサ高住が幅員の狭い道路を隔てた敷地に併設してある場合
- ・有料老人ホームに、当該事業所の利用者が20人以上いる場合

### ◆減算対象とはならない事例

- ・事業所と隣接する敷地にある一般住宅にサービス提供する場合
- ・事業所と同一敷地内に有料老人ホームがあるが、敷地が広大で建物も点在しており、位置関係による効率的なサービス提供ができない場合（独立行政法人都市再生機構などの大規模団地や、敷地に沿つて複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- ・事業所と有料老人ホームが、横断に迂回が必要な程度の複員の広い道路に隔てられている場合
- ・事業所と隣接しない同一敷地内に複数のサ高住がある場合で、各サ高住の利用者数の合計は20人を超えるが、各サ高住それぞれの利用者数は20人に満たない場合（利用者数の合算をしない）

※ 減算の対象となるのは、減算対象となる建物に居住する利用者に限られます。

※ サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる場合も減算対象となります。

## （12）他のサービスとの関係 〈厚告19別表4イ注7〉

利用者が次のサービスを受けている間は、訪問リハビリテーション費は算定できません。

①短期入所生活介護、②短期入所療養介護、③特定施設入居者生活介護、④認知症対応型共同生活介護、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## II 基準条例の制定について

- 従前、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、厚生省令及び厚生労働省令により全国一律の基準等が定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」が改正され、各地方自治体において、当該基準等を条例で定めることとなり、神奈川県では、次のとおり当該基準等を定める条例を制定しました。
- 県内（指定都市及び中核市を除く。）に所在する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、これらの条例の施行日である平成25年4月1日から、条例に定められた基準等に従った事業運営を行わなければなりません。

#### 【指定訪問リハビリテーションに関する基準】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成 25 年神奈川県条例第 20 号。以下「居宅条例」という。)

#### 【指定介護予防訪問リハビリテーションに関する基準】

- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

(平成 25 年神奈川県条例第 21 号。以下「予防条例」という。)

#### (参考)居宅条例及び予防条例の掲載場所

- 介護情報サービスサービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

→ライブラリ（書式／通知）

→5. 国・県の通知

→高齢福祉分野における施設基準条例等の公布について

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=686&topicid=6>

→7. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

→8. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例

### III 運営基準について

訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションで、基準の内容が同じものは1つにまとめ、訪問リハビリテーションの内容を記載しています。介護予防訪問リハビリテーションの基準については適宜読み替えてください。

#### 1 サービス開始の前に

##### (1) 内容及び手続の説明及び同意 〈居宅条例第 9 条・予防条例第 9 条 準用〉

指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行わなければなりません。また、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

##### 【ポイント】

「利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書」（＝重要事項説明書）に記載すべき事項としては次のようなものが想定されます。

ア 法人、事業所の概要（法人及び事業所の名称、事業所番号、併設サービスなど）

イ 従業者の職種、員数、勤務体制、職務の内容

ウ 営業日、営業時間

エ 利用料、その他の費用の額

オ 事故発生時の対応

カ 苦情処理の体制（事業所担当者、市町村、国民健康保険団体連合会等の苦情相談窓口も記載する。）

キ その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項

◎重要事項説明書は、利用申込者等に交付して説明する必要があります。交付して説明・同意したことが文書で確認できるような書式を整備するなど、工夫して対応してください。

例）「私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました」という文言を記載し、利用申込者から署名捺印を得るなど。

重要事項説明書と契約書は目的の異なる別の書類です。サービス提供の開始についての同意は、利用申込者及び事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容も含めて確認することが望ましいものと考えます。

## 【指導事例】

- 重要事項説明書を利用申込者等に交付していなかった。(交付した記録が確認できなかった。)
- 契約書は作成されていたが、重要事項説明書が作成されていなかった。

## (2) 提供拒否の禁止 〈居宅条例第10条・予防条例第10条 準用〉

正当な理由なく、訪問リハビリテーションの提供を拒んではなりません。

### 【ポイント】

- ・原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されています。
- ・提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次に掲げる事例が想定されています。
  - ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
  - イ 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合
  - ウ その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難な場合

## (3) サービス提供困難時の対応 〈居宅条例第11条・予防条例第11条 準用〉

事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなりません。

## (4) 受給資格等の確認 〈居宅条例第12条・予防条例第12条 準用〉

指定訪問リハビリテーションの利用申込があった場合は、利用申込者の提示する被保険者証（介護保険）により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

また、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するよう努めなければなりません。

## (5) 要介護認定の申請に係る援助 〈居宅条例第13条・予防条例第13条 準用〉

指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者について要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認するとともに、当該申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

また、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があることから、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

## 2 サービス開始にあたって

## (6) 心身の状況等の把握 〈居宅条例第14条・予防条例第14条 準用〉

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

## (7) 居宅介護支援事業者等との連携 〈居宅条例第69条・予防条例第69条 準用〉

指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

また、指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

#### (8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 〈居宅条例第16条・予防条例第16条 準用〉

指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行わなければなりません。

#### (9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 〈居宅条例第17条・予防条例第17条 準用〉

居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供しなければなりません。

#### (10) 居宅サービス計画の変更の援助 〈居宅条例第18条・予防条例第18条 準用〉

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければなりません。

### 3 サービス提供時

#### (11) 身分を証する書類の携行 〈居宅条例第19条・予防条例第19条 準用〉

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するように指導しなければなりません。

#### (12) サービスの提供の記録 〈居宅条例第20条・予防条例第20条 準用〉

指定訪問リハビリテーションを提供したときは、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

### 4 サービス提供後

#### (13) 利用料等の受領（法第41条第8項、施行規則第65条、居宅条例第83条・予防条例第82条）

- 法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供したときは、その利用者から利用者負担として、1割相当額の支払を受けなければなりません。
- 指定訪問リハビリテーションの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付しなければなりません。なお、当該領収証には、要した費用につき、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。

#### 【ポイント】

- ア 利用者負担（1割相当額）を免除することは、介護保険制度の根幹を揺るがす行為であり、直ちに指定を取り消すこと等を検討すべき重大な基準とされています。
- イ 領収証には、利用者負担（1割相当額）とその他の費用の額を区分して記載する必要があります。また、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。なお、領収証及び請求書には、利用者が支払う利用料の内訳を把握することができるよう、サービスを提供した日や利用者負担（1割相当額）の算出根拠となる請求単位などを記載してください。

\*領収証の様式例：

「介護保険制度下での居宅サービス等の対価にかかる医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号・平成18年12月1日老健局総務課企画法令係事務連絡）の別紙様式 参照

#### (14) 保険給付の請求のための証明書の交付 〈居宅条例第22条・予防条例第22条 準用〉

償還払いを選択している利用者から利用料の支払（10割全額）を受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他利用者が市町村に対する保険給付の請求を行う上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。

### 5 サービス提供時の注意点

#### (15) 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針 〈居宅条例第84条〉

- ・指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標が設定され、計画的に行われなければなりません。
- ・指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

#### (16) 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 〈居宅条例第85条〉

- ・指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行います。
- ・指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- ・指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切にサービスを提供します。
- ・利用者ごとに、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- ・指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。

#### 【ポイント】

・理学療法士等に訪問リハビリテーションの指示を出すのは、訪問リハビリテーション事業所の医師です。利用者の主治の医師ではありません。

・利用者の主治の医師（別の医療機関の医師）から情報提供を受けて訪問リハビリテーションを実施する場合、情報を受けた訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行い、理学療法士等に訪問リハビリテーションの指示を出す必要があります。

#### ◎リハビリテーション会議について

・リハビリテーション会議（以下「会議」。）の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とします。

・事業者は、会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めます。

・なお、会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものですが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしも参加を求めるものではありません。

・また、会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員が会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ります。

- 国Q & A【平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（平成27年4月1日）】※リハビリテーション会議について
- (問82) 介護支援専門員が開催する「サービス担当者会議」に参加し、リハビリテーション会議同等の構成員の参加とリハビリテーション計画に関する検討が行われた場合は、リハビリテーション会議を開催したものと考えてよいのか。
- (答) サービス担当者会議からの一連の流れで、リハビリテーション会議と同様の構成員によって、ハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を共有した場合は、リハビリテーション会議を行ったとして差し支えない。
- (問83) リハビリテーション会議に欠席した構成員がいる場合、サービス担当者会議と同様に照会という形をとるのか。
- (答) 照会は不要だが、会議を欠席した居宅サービス等の担当者等には、速やかに情報の共有を図ることが必要である。

### (17) 訪問リハビリテーション計画の作成

〈居宅条例第86条・予防条例第87条・老企25第三 四3(3)〉

- ・医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければなりません。
- ・訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。
- ・医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。
- ・医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければなりません。
- ・指定訪問リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を達成するための具体的なサービスの内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、居宅条例第141条（通所リハビリテーション計画の作成）第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。

#### 【ポイント】

- ・訪問リハビリテーション計画を作成(変更)する際には、**訪問リハビリテーション事業所の医師による診療が必要です。**
- ・別の医療機関の医師から情報提供を受けて訪問リハビリテーションを提供している場合であっても、訪問リハビリテーション計画の作成(変更)を行う際には、必ず訪問リハビリテーション事業所の医師による診療が必要です。
- ・通所リハビリテーションと一体的な計画を作成するに当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定します。また、その達成に向けて各々の事業役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意します。
- ・訪問及び通所リハビリテーションにおいて整合性の取れた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えありません。
- ・居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から求めがあった場合には、訪問リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めてください。
- ・居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録します。

#### (18) 利用者に関する市町村への通知 〈居宅条例第27条・予防条例第24条 準用〉

- 利用者が次の①又は②に該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。
  - 正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
  - 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

### 6 事業所運営

#### (19) 管理者の責務 〈居宅条例第56条・予防条例第54条 準用〉

- 管理者は、従業者の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければなりません。
- 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければなりません。

#### (20) 運営規程 〈居宅条例第87条・予防条例第83条〉

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（＝運営規程）を定めなければなりません。

- ア 事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間
- エ 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- オ 通常の事業の実施地域
- カ その他運営に関する重要事項（研修、衛生管理、苦情処理体制等）

#### (21) 勤務体制の確保等 〈居宅条例第32条・予防条例第29条 準用〉

利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供できるよう、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士等の勤務の体制を定め、当該事業所の理学療法士等によって指定訪問リハビリテーションを提供しなければなりません。

また、理学療法士等の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければなりません。

#### (22) 衛生管理等 〈居宅条例第33条・予防条例第30条 準用〉

理学療法士等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。

また、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければなりません。

#### (23) 揭示 〈居宅条例第34条・予防条例第31条 準用〉

事業所の利用申込者が見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士等の勤務の体制、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制など）を掲示しなければなりません。

##### 【ポイント】

- ・掲示すべき内容は重要事項説明書に網羅されていますので、多くの事業所では重要事項説明書を掲示用に加工して掲示しています。
- ・重要事項説明書や運営規程の全てを掲示する必要はありません。（重要事項の概要が掲示されていればよい）

→ 参考：(1) 内容及び手続の説明及び同意 P8

## (24) 秘密保持等 〈居宅条例第35条・予防条例第32条 準用〉

従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

また、過去に従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置（従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用をする際に誓約させるなど）を講じなければなりません。

なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。

### 【ポイント】

- ・利用者の個人情報の使用は、サービス担当者会議において、居宅介護支援事業者や他のサービス事業者に対して利用者等に関する情報を提供する場合などが想定されます。このことについて、あらかじめ、利用者等に説明を行い、文書により利用者等から同意を得ておかなければなりません。
- ・個人情報を用いる場合の利用者及びその家族からの同意は、利用開始時に個人情報使用同意書をもらうなど、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで構いません。

→ 参考：個人情報保護について P16

## (25) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 〈居宅条例第37条・予防条例第34条 準用〉

居宅介護支援事業者による居宅介護支援（居宅サービス事業者の紹介など）の公正中立性を確保するため、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁止されています。

### 【ポイント】

- ・居宅介護支援事業者に対する利益供与は、介護保険制度の根幹を揺るがす行為であり、直ちに指定を取り消すこと等を検討すべき重大な基準とされています。

## (26) 苦情処理 〈居宅条例第38条・予防条例第35条 準用〉

- ・提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならず、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。
- ・利用者等が市町村に苦情を申し出た場合、市町村が行う調査等に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならず、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければなりません。
- ・利用者等が国民健康保険団体連合会に苦情を申し出た場合、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならず、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければなりません。

## (27) 市町村が実施する事業への協力 〈居宅条例第39条・予防条例第36条 準用〉

事業の運営に当たっては、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなりません。

### 【ポイント】

- ・「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。

## (28) 事故発生時の対応 〈居宅条例第40条・予防条例第37条 準用〉

### ＜実際に事故が起きた場合＞

- 市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならず、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。
- 指定訪問リハビリテーションの提供により発生した事故が賠償すべき事故である場合には、速やかに損害を賠償しなければなりません。

### ＜事故の未然防止・再発防止＞

- 事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- 事故に至らなかつたが発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）や現状を放置しておくと事故に結びつく可能性が高い状況については、事前に情報収集を行い、未然防止のための対策を講じます。

## (29) 会計の区分 〈居宅条例第41条・予防条例第38条 準用〉

指定訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

（参考）具体的な会計処理等の方法について

→「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）参照。

## (30) 記録の整備 〈居宅条例第88条・予防条例第84条〉

従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければなりません。

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

- 訪問リハビリテーション計画
- 提供したサービスの具体的な内容等の記録 ⇒ (12) サービスの提供の記録 参照
- 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⇒ (18) 利用者に関する市町村への通知 参照
- 苦情の内容等の記録 ⇒ (26) 苦情処理 参照
- 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⇒ (28) 事故発生時の対応 参照

## IV 人員基準、設備基準について

### 人員基準 〈居宅条例第81条・予防条例第80条〉

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置します。

### 設備基準 〈居宅条例第82条・予防条例第81条〉

病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えます。

## 個人情報保護について

平成 17 年 4 月から、個人情報保護法が施行され、介護保険事業者も個人情報保護法に沿って事業運営をしていかなければなりません。

具体的な取扱いのガイドラインは、厚生労働省が出しています。

- ※ 個人情報保護  
⇒消費者庁のホームページ  
<http://www.caa.go.jp/planning/kojin/index.html>
- ※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」  
⇒厚生労働省のホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/dl/s1224-11a.pdf>

ポイント	具体的な内容等
① 利用目的の特定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を取り扱うに当たり、利用目的を特定する。</li> <li>・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはいけない。</li> </ul>
② 適正な取得、利用目的の通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。</li> <li>・あらかじめ利用目的を公表しておくか、個人情報取得後、速やかに利用目的を本人に通知又は公表する。 →公表方法（例：事業所内の掲示、インターネット掲載） 通知方法（例：契約の際に文書を交付するなど）</li> </ul>
③ 正確性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人データを正確かつ最新の内容に保つ。</li> </ul>
④ 安全管理・従業員等の監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人データの漏えい等の防止のための安全管理措置 →個人情報保護に関する規程の整備、情報システムの安全管理に関する規程の整備、事故発生時の報告連絡体制の整備、入退館管理の実施、機器の固定、個人データへのアクセス管理</li> <li>・従業者に対する適切な監督</li> <li>・個人データ取扱を委託する場合は、委託先に対する監督</li> </ul>
⑤ 第三者への提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個別データを提供してはならない。</li> </ul>
⑥ 本人からの請求への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から保有個人データの開示を求められたときには、当該データを開示しなくてはならない。</li> <li>・本人から保有個人データの訂正等求められた場合に、それらの求めが適正であると認められるときには、訂正等を行わなくてはならない。</li> </ul>
⑦ 苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情などの申出があった場合の適切かつ迅速な処理</li> <li>・苦情受付窓口の設置、苦情処理体制の策定等の体制整備</li> </ul>

※ 上記の厚生労働省ガイドラインに詳細が記載されていますので、ご確認ください。

居宅系サービス：神奈川県	介護保険課 行き	FAX:045-210-8866
施設系サービス：神奈川県	高齢施設課 行き	FAX:045-210-8874

## 平成27年度 介護保険指定事業者等指導講習会 質問用紙

事業所番号	1	4										
事業所名												
担当者名												
連絡先 (TEL/FAX)	TEL:	—	—									
	FAX:	—	—									

質問の 対象サービス (該当に○)	【居宅系サービス】 居宅介護支援 · 訪問介護 · 訪問入浴介護 · 訪問看護 · 訪問リハビリテーション · 居宅療養管理指導 · 通所介護 · 通所リハビリテーション · 福祉用具貸与 · 特定福祉用具販売
	【施設系サービス】 介護老人福祉施設/短期入所生活介護 · 介護老人保健施設/短期入所療養介護 · 介護療養型医療施設/短期入所療養介護 · 特定施設入居者生活介護
その他	

【質問内容】(受講日： 月 日)